

港区自殺対策推進計画(改定版)

~みんなで支え合って、生きる道を選べる港区へ~

(平成31(2019)年度~平成35(2023)年度)

平成31(2019)年3月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区

《元号に関する表記上の注意点》

本計画発行時点(平成31年3月)では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。



みんなで支え合って、

生きる道を選べる港区を目指して

ご挨拶

区は、平成26(2014)年9月、東京23区で初めて、平成35(2023)年までの10年間を計画期間とする「港区自殺対策推進計画」を策定しました。この計画に基づき、関係機関と連携しながら、自殺未遂者や自死遺族への支援などの新たな事業や、自殺予防に効果的な環境づくり、普及啓発のための人材育成に取り組んでまいりました。

この間、国は平成28(2016)年に自殺対策基本法を改正し、平成29(2017)年に新たな自殺総合対策大綱を示しました。また、東京都では、平成30(2018)年6月に東京都自殺総合対策計画を策定しています。

区は、このたび、国の大綱や都の計画等を踏まえ、「港区自殺対策推進計画(改定版)」を策定し、これまで進めてきた取組を一層加速させていくこととしました。

本計画では、前計画から引き継いだ5のビジョン、20のミッションの体系の下、区における自殺の現状や区政モニターアンケートの結果を踏まえ、「子どもや若い女性を対象とした支援」「働き盛り世代を対象とした支援」「相談先の周知の強化」「ゲートキーパーの役割の周知の強化」の4つを重点項目として掲げています。

区は、本計画が目指す将来像である「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」の実現のために、自殺の原因となる様々な社会的な問題の解消に取り組むとともに、地域一丸となって自殺対策を推進してまいります。

計画の改定に当たっては、新たに設置した「港区自殺対策関係機関協議会」において議論を深めていただいたほか、区民意見募集においても、貴重なご意見をいただきました。皆様のご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

港区長 武井雅昭

目 次

第	1章	Ī	計画見直しの趣旨等	1		
1	言	十画!	見直しの背景と目的	1		
2	É	自殺対	対策の基本的な考え方	2		
3	言	十画月	見直しの視点	3		
4	· 言	十画爿	期間	3		
5	言	十画の	D位置付け	4		
6	数	枚値 🛭	目標	4		
第	2賃	重 氵	巻区の自殺の現状等	5		
1	浔	≸区0	D概 況	6		
2	? É	1殺に	ニ係るデータ	7		
3	糸	充計	データからわかったこと	1		
第	3章	= 5	これまでの取組と評価2	3		
1	育	介計 區	画において新たに実施した取組2	3		
2	月	文組の	D実施状況(100 事業)2	5		
				_		
第	4章	重力	施策の体系2	6		
-1-	•		施策の体系2 巻区の自殺対策推進事業2			
第	5章	五		8		
第	5章	重 	巻区の自殺対策推進事業2	8		
第	5 章 [I	重	巻区の自殺対策推進事業2 防止のための環境整備	8 0 2		
第: I	5章 [I	全 角 殺 自 殺 談	巻区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3	8 0 2 6		
第: :	5 氧 [I I ;	ご 自 自 相 心 と の と の で と の で か と の と の で か と の で か と の と の で か と の と の で か と の と の で か と の と の で か と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	巻区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3 、支援の充実による自殺の防止 3	8 0 2 6 4		
第: I I	5 章 [I I I I I	こ 自自相心自 殺殺談と殺	港区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3 支援の充実による自殺の防止 3 本の健康づくり 4	8 0 2 6 4 0		
第: I I I I	5章 [「」 「」 「」	近 自自相心自 近 殺殺談に殺	巻区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3 、支援の充実による自殺の防止 3 本の健康づくり 4 未遂者の再企図防止と遺族等への支援 5 自殺対策の推進体制等 5	8 0 2 6 4 0		
第: I I I I	5章 [「」 「」 「」	近 自自相心自 近 殺殺談に殺	<th ***<="" colspan="2" th=""><th>8 0 2 6 4 0</th></th>	<th>8 0 2 6 4 0</th>		8 0 2 6 4 0
第二月月十二月日	5 [[[] [] [] [] [] [] [] [] [1 自自相心自 ,編 殺殺談と殺 ,	巻区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3 、支援の充実による自殺の防止 3 本の健康づくり 4 未遂者の再企図防止と遺族等への支援 5 自殺対策の推進体制等 5	8 0 2 6 4 0		
第二月月十二月日	5 5 「 「 「 「 」 「 」 「 う う う う う う う う う う う う	近 自自相心自 近 編 ム	巻区の自殺対策推進事業 2 防止のための環境整備 3 予防のための情報提供と普及・啓発 3 、支援の充実による自殺の防止 3 本の健康づくり 4 未遂者の再企図防止と遺族等への支援 5 自殺対策の推進体制等 5	8 0 2 6 4 0 3		

第1章 計画見直しの趣旨等

1 計画見直しの背景と目的

(1)計画見直しの背景

全国の自殺者数^{※1}は平成 10(1998)年に3万人を超えた後も増加し続け、日本社会の大きな課題となっていましたが、平成 18(2006)年に自殺対策基本法が施行され、翌年6月に策定された自殺総合対策大綱に沿った取組が進められたことにより、自殺者数は平成 23(2011)年をピークに減少に転じ、平成 27(2015)年には平成 10(1998)年の急増前以来の水準になりました。

しかし、わが国の自殺死亡率は依然として主要先進諸国の中で高い水準にあり、引き続き非常事態 にあるという危機感を持って自殺対策を進めていくことが重要です。

こうした中、国においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざすため、平成 28 (2016)年に自殺対策基本法が一部改正され、平成 29(2017)年には新たな自殺総合対策大綱が示されました。区では、国の動きに先行して平成 26(2014)年9月に、平成 35(2023)年度までの 10 年間を計画期間とする「港区自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策の普及・啓発から自殺未遂者や自死遺族※2の支援に至る様々な自殺対策に総合的に取り組んできました。しかし、法改正により、区市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画を踏まえるとともに、地域の実情を勘案し、自殺対策についての計画を策定することが義務化されたことを受け、計画の見直しが必要となりました。

(2)計画見直しの目的

大綱に新たに盛り込まれた若者や働き盛り世代への自殺対策や都の自殺総合対策計画を踏まえ、今後5年の自殺対策における施策の具体的な取組や方向性を示し、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」の実現をめざすため、「港区自殺対策推進計画(改定版)」(以下「本計画」という。)を見直しました。

^{※1} 自殺で亡くなった方について、統計データに基づく表現については「自殺者」を用いる。

^{※2} 自殺により親族を亡くした遺族を指す。この計画では「自殺」は行為を表す表現として用い、「自死」は遺族に対する表現として用いる。

2 自殺対策の基本的な考え方

次のような基本的な考え方のもとに、自殺総合対策の基本的方向性を示し、区の自殺対策関連施策を総合的・計画的に実施していきます。

計画のめざす将来像

「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。自殺は、その多くが「追い込まれた 末の死」であり、精神保健上の問題の他、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、い じめや孤立などの様々な事柄から、心理的にも社会的にも危機的な状態にまで 追い詰められてしまう過程にも対策を行う必要があります。そのため、自殺は「個 人の問題」ではなく、「社会の問題」として全体で取組むべき問題です。

こうしたことから、行政及び各分野の関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、区を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」の実現をめざすものとします。

(1)「生きる支援」として自殺対策を推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係して起こっているものであり、全ての人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路^{※3}に即して対策を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

(2)港区の地域特性を踏まえ、戦略的に対策を推進

区内には大小様々な企業や学校・大学等が多数存在し、港区の昼間人口は、都内で最も多い約94万人で、夜間人口の3.9倍にものぼります。このようなビジネスの中心地でもあることから、企業やホテルなどの中高層建築物も多数存在しています。これらの地域特性が区内の自殺率を引き上げる一因となっていることも示唆されます。区では、地域特性を踏まえ、人々への支援を強化するとともに、区内学校や事業所などと協力して環境整備を行うことにより、生きる道を選べるまちの実現をめざします。

^{※3} 事態がそのまま進行していくと自殺に至る可能性の高い経路(プロセス)のこと

3 計画見直しの視点

計画を見直す際には、次の視点を踏まえて体系的・総合的に施策をまとめました。

(1)国や都の自殺対策との整合性を図った整理

国の自殺総合対策大綱で示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念や当面の重点施策、東京都自殺総合対策計画における今後の対策の方向性などを踏まえて施策を再整理しました。

(2)各種統計データや区政モニターアンケート調査結果の反映

自殺に係る港区の実態について、警察庁及び厚生労働省が公開している各種統計データや、区政 モニターアンケート調査結果を活用して把握し、港区の課題やニーズを取りまとめました。

(3)前計画のビジョン・ミッションの考え方の継承

前計画は5のビジョンと 20 のミッションという枠組みで施策を展開してきました。国の自殺総合対策 大綱や東京都自殺総合対策計画が策定された現在でも、前計画で示した5のビジョンと 20 のミッション における重要性が確認できるため、見直す際にはこれらの考え方を引き継ぐこととしました。

(4)計画の進捗を多角的に確認できるような指標の設定

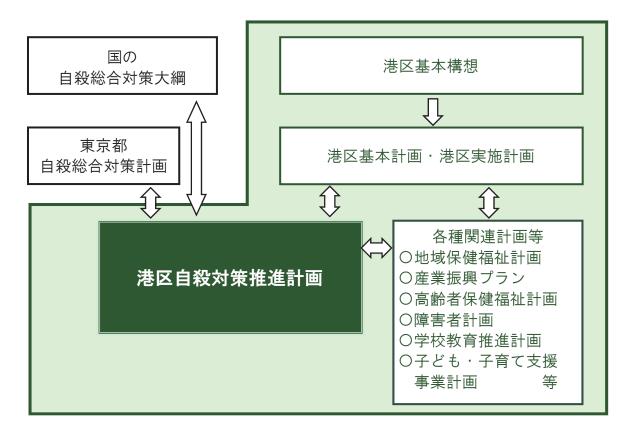
計画の推進における効果を検証するためには、評価指標の設定が重要です。自殺対策は、国が示すように、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことですが、社会情勢等に影響を受け変動する自殺者総数や自殺死亡率のみを指標としても、対策の効果は測り切れません。そこで、本計画では、新規事業及び重点事業について、年度ごとの取組を示し、自殺対策の進捗を確認できるようにしました。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度までの5年間とします。 なお、国や都の動向等を踏まえ必要に応じて計画を見直します。

5 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、策定に当たっては、国の「自殺総合対策大綱」や都の「東京都自殺総合対策計画」を参考にしています。また、「港区基本構想(平成 14(2002)年 12 月策定)」の実現に向けて策定された「港区基本計画・港区実施計画(平成 30 (2018)年3月策定)」をはじめ、区の各種関連計画と整合性を図っています。



6 数値目標

区ではこれまで、計画最終年となる平成 35(2023)年までの数値目標として、平成 25(2013)年と比べて 50%減とする自殺死亡率^{注1)}7.31 以下^{注2)}を掲げて自殺対策を推進してきました。

本計画の見直し時期に最も近い平成 29(2017)年の港区の自殺死亡率をみると、14.8 となっており、目標達成には及んでいません。そのため、本計画の数値目標は引き続き自殺死亡率 7.31 以下とすることとしました。

平成 25(2013)年の自殺死亡率 14.61 → 平成 35(2023)年までに 7.31 以下をめざす

- 注1) 自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を指します。
- 注2) 国及び東京都は、平成38(2026)年までに、自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを目標としており、 国は18.5 から13.0 以下、東京都は17.4 から12.2 以下をめざしています。

第2章 港区の自殺の現状等

自殺に関する統計には、主に警察庁の「自殺統計」と厚生労働省の「人口動態統計」の2種類があります。本計画は、外国人の多い港区の特性を踏まえ、総人口を対象とした警察庁の「自殺統計」に基づき厚生労働省自殺対策推進室が再集計した「地域における自殺の基礎資料※4」を用いて現状を整理しています。

調査の種類	警察庁「自殺統計」	厚生労働省「人口動態統計」	
調査対象	総人口	日本における日本人	
<u> </u>	(日本における外国人も含む)	(外国人は含まない)	
調査時点	発見地に基づく自殺死体発見時点	住所地に基づく死亡時点	
- 調査時点	(正確には認知)		
	○捜査等により自殺であると判明した時	○自殺、他殺あるいは事故死のいずれ	
自殺者数の	点で計上。	か不明のときは自殺以外で処理。	
計上方法		〇死亡診断書等について自殺の旨の訂	
司工力法		正報告がない場合は、自殺に計上し	
		ていない。	



警察庁「自殺統計」を再集計

厚生労働省自殺対策推進室の「地域における自殺の基礎資料」

○自殺者数

「発見地」と「住居地」の2通りでそれぞれ集計しています。「発見地」とは、自殺死体が発見された場所、「住居地」とは、自殺者の住居があった場所を意味しています。

○自殺の原因・動機に係る集計

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機の合計と原因・動機特定者数とは一致しません。

○自殺死亡率

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを 10 万人当たりの数値で換算したものです。

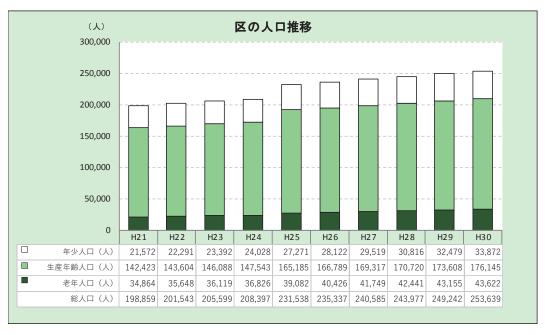
※人口は、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」に基づき整理しています。

平成 21(2009)年から平成 25(2013)年までは各年3月31日時点、平成 26(2014)年以降は各年1月1日時点となっています。

^{※4} p7~p15のグラフは平成31(2019)年2月28日現在の統計で、最新である平成29(2017)年までを掲載しています。

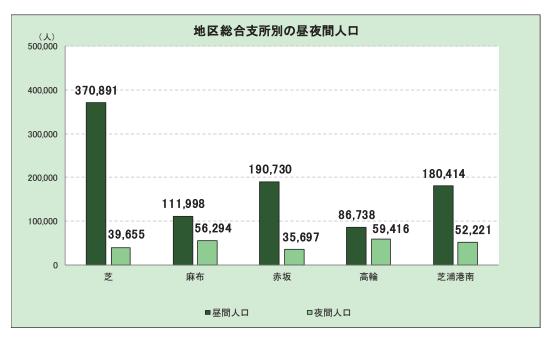
1 港区の概況

港区の総人口は増加しており、平成30(2018)年では253,639人(1月1日現在)となっています。年齢3区分別人口をみても、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれの区分も増えています。3区分別の割合をみると、年少人口が微増傾向にある一方で、生産年齢人口と老年人口は微減傾向にあります。



【出典】港区「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

地区総合支所別の昼間人口をみると、「芝」が370,891人と最も多く、次いで「赤坂」、「芝浦港南」となっている一方、夜間人口をみると、「高輪」が59,416人と最も多く、次いで「麻布」、「芝浦港南」となっています。昼間人口と夜間人口の差をみると、「芝」が最も多く、次いで「赤坂」、「芝浦港南」となっています。

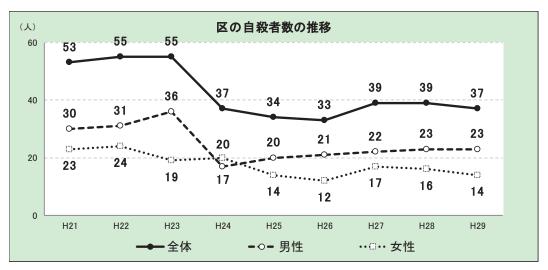


【出典】総務省(H27)「国勢調査」

2 自殺に係るデータ

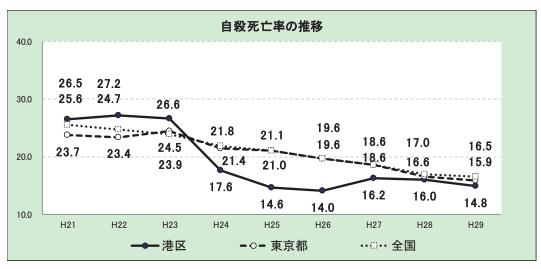
(1)自殺者数と自殺死亡率

港区の自殺者数をみると、平成 21(2009)年から平成 23(2011)年までは 53~55 人と高い水準が続いていましたが、平成 24(2012)年以降は 40 人を下回り、平成 29(2017)年は 37 人となっています。 平成 24(2012)年を除き、毎年男性の方が女性よりも多くなっています。



【出典】厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

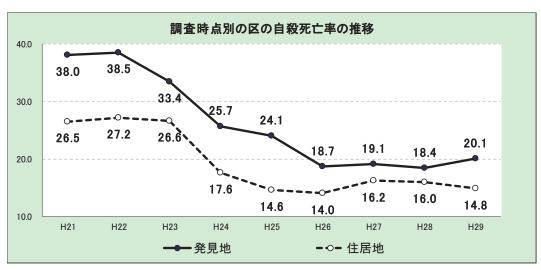
自殺死亡率をみると、平成 21(2009)年から平成 23(2011)年までは港区が全国及び東京都と比べて高い水準にありましたが、平成 24(2012)年以降は低い水準となっています。平成 29(2017)年の自殺死亡率をみると、全国が 16.5、東京都が 15.9 に対して、港区が 14.8 となっています。



【出典】厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

区民であるか否かを問わず、区内で、自殺者数(発見地ベース。以下「発見地」という。)をみると、 区在住の自殺者数(=住居地ベース。以下「住居地」という。)と比べて、「発見地」の自殺者数の方が 高く推移しています。

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の「発見地」と「住居地」の平均自殺死亡率を 23 区別に みると、「住居地」(19.29)は 23 区の平均値(21.35)を下回っていますが、「発見地」(26.23)は 23 区 の平均値 23.40 を上回っています。「発見地」と「住居地」との間に大きな差がみられることは、港区の 自殺の地域特性のひとつです。



【出典】厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

23 区別の「発見地」と「住居地」の平均自殺死亡率(H21~H29)

No.	区	発見地の
110.		自殺死亡率
1	千代田区	54.17
2	新宿区	31.51
2 3 4	台東区	30.80
	中央区	29.46
5	港区	26.23
6	豊島区	25.90
7	渋谷区	23.72
8	墨田区	23.51
9	足立区	23.35
10	江東区	23.06
11	葛飾区	21.84
12	板橋区	21.36
12	北区	20.99
14	江戸川区	20.47
15	荒川区	20.34
16	中野区	20.14
17	品川区	19.19
18	大田区	19.14
19	文京区	17.85
20	練馬区	16.97
21	杉並区	16.86
22	目黒区	16.21
23	世田谷区	15.15
	23 区平均	23.40

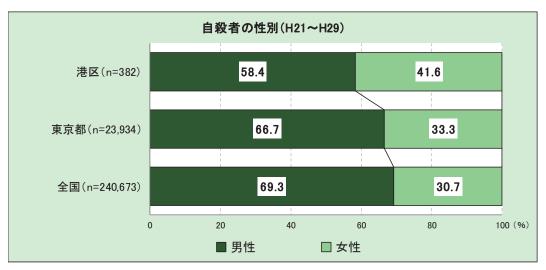
No.	区	住居地の		
INO.		自殺死亡率		
1	台東区	28.02		
2	新宿区	27.88		
3	足立区	24.29		
4	豊島区	23.73		
5	板橋区	22.73		
6	葛飾区	22.56		
7	千代田区	22.42		
8	中野区	22.34		
9	中央区	22.07		
10	江東区 21.76	21.76		
11	江戸川区	21.56		
12	荒川区	21.10		
13	北区	20.88		
14	渋谷区	20.60		
15	墨田区	20.52		
16	練馬区	19.33		
17	港区	19.29		
18	杉並区	19.27		
19	大田区	19.07		
20	品川区	18.85		
21	文京区	18.33		
22	目黒区	17.62		
23	世田谷区	16.77		
	23 区平均	21.35		
1 生 学 働 2	5白铅分等堆准室[卅	域における白殺の基礎資料」		

【出典】厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

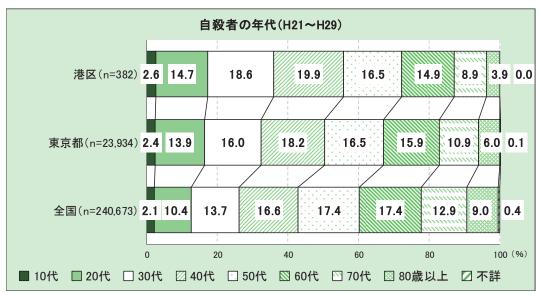
(2)自殺者の性別と年代

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の自殺者を性別にみると、港区は「男性」が 58.4%、「女性」が 41.6%となっています。港区の「女性」の割合は、全国及び東京都と比べて高くなっています。

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の自殺者を年代別にみると、港区は「40代」が 19.9%と最も高く、次いで「30代」が 18.6%、「50代」が 16.5%となっています。全国及び東京都よりも港区の割合が高い年代は、「10代」~「40代」です。



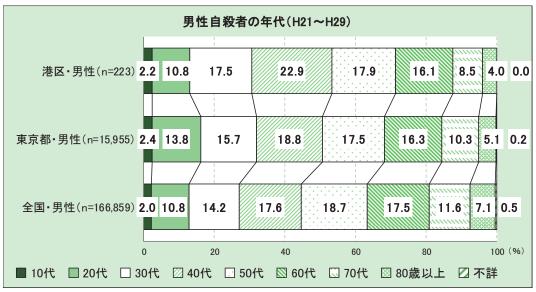
【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成



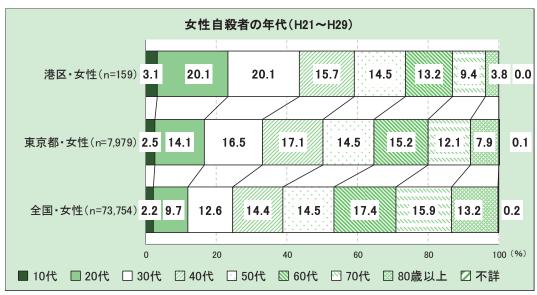
【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の自殺者を性別・年代別にみると、港区の男性は「40代」が 22.9%と最も高く、次いで「50代」が 17.9%、「30代」が 17.5%となっています。女性は「20代」と 「30代」が 20.1%と最も高く、次いで「40代」が 15.7%、「50代」が 14.5%となっています。

全国及び東京都よりも割合が高い男性の年代は「30代」と「40代」であり、女性の年代は「10代」~「30代」となっています。「30代」は男女ともに高くなっています。



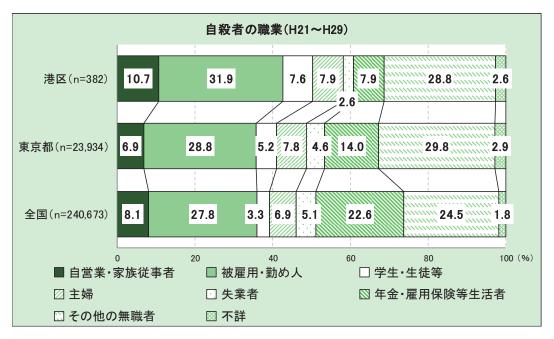
【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成



【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

(3)自殺者の職業

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の自殺者を職業別にみると、港区は「被雇用・勤め人」が 31.9%と最も高く、次いで「その他の無職者」が 28.8%、「自営業・家族従事者」が 10.7%となっています。全国及び東京都よりも港区の割合が高い職業は、「自営業・家族従事者」、「被雇用・勤め人」、「学生・生徒等」です。



【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

港区の自殺者の職業を性別・年代別にみると、男性の20代~50代は「被雇用・勤め人」が最も高くなっています。一方、60代~80歳以上は「その他の無職者」が最も高くなっています。

女性の 10 代~20 代は「学生・生徒等」が、30 代~40 代は「被雇用・勤め人」が、50 代と 70 代は「主婦」が最も高くなっています。「その他の無職者」は、40 代、60 代、80 歳以上が高くなっています。

港区の自殺者の年代別・職業(H21~H29 合算数)

(%)	自営業·家族従事者	被雇用・勤め人	学生·生徒等	主 婦	失業者	年金·雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳
 男性(n=223)								
10 代(n=5)	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
20 代(n=24)	4.2	41.7	37.5	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
30 代(n=39)	15.4	41.0	0.0	0.0	5.1	2.6	33.3	2.6
40 代(n=51)	9.8	52.9	0.0	0.0	5.9	0.0	29.4	2.0
50 代(n=40)	27.5	42.5	0.0	0.0	7.5	0.0	20.0	2.5
60 代(n=36)	5.6	25.0	0.0	0.0	2.8	25.0	36.1	5.6
70 代(n=19)	26.3	15.8	0.0	0.0	0.0	26.3	31.6	0.0
80 歳以上(n=9)	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	44.4	44.4	0.0
女性(n=159)								
10 代(n=5)	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0
20 代(n=32)	0.0	28.1	31.3	9.4	0.0	0.0	25.0	6.3
30 代(n=32)	3.1	40.6	6.3	9.4	3.1	0.0	34.4	3.1
40 代(n=25)	8.0	32.0	4.0	24.0	0.0	0.0	32.0	0.0
50 代(n=23)	17.4	21.7	0.0	39.1	0.0	0.0	17.4	4.3
60 代(n=21)	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	23.8	28.6	4.8
70 代(n=15)	0.0	6.7	0.0	33.3	0.0	33.3	26.7	0.0
80 歳以上(n=6)	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	50.0	0.0

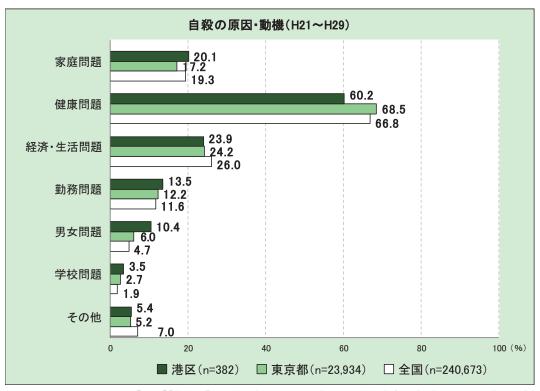
注)網掛けしている数値は各年代において上位1位の割合です。

【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

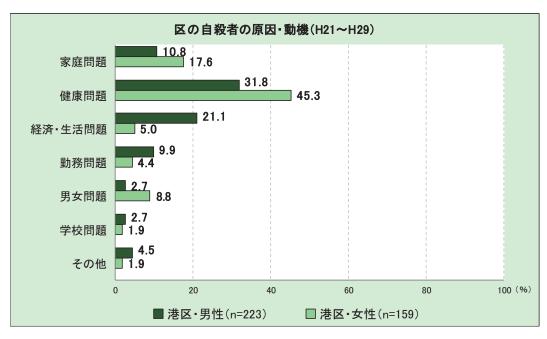
(4)自殺の原因・動機

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年における自殺の原因・動機をみると、港区は「健康問題」が 60.2%と最も高く、次いで「経済・生活問題」が 23.9%、「家庭問題」が 20.1%となっており、全国及び東京都と同様の傾向を示しています。

港区の自殺者の原因・動機を性別にみると、男性の方が女性よりも5ポイント以上高い原因・動機は「経済・生活問題」、「勤務問題」となっています。一方、女性の方が男性よりも5ポイント以上高い原因・動機は「家庭問題」、「健康問題」、「男女問題」となっています。



【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

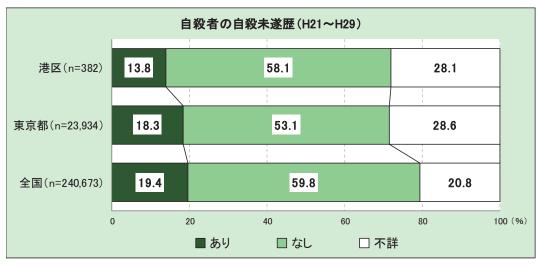


【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

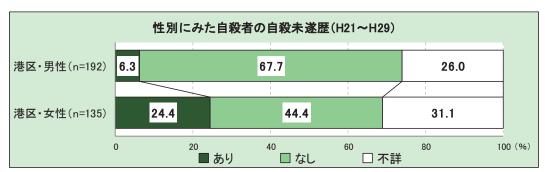
(5)自殺者の自殺未遂歴

平成 21(2009)年から平成 29(2017)年における自殺者の自殺未遂歴をみると、港区は「あり」が 13.8%、「なし」が 58.1%となっています。港区の「あり」の割合は、全国及び東京都と比べて低くなっています。

港区における自殺者の自殺未遂歴を性別にみると、男性は「あり」が6.3%であるのに対して、女性は24.4%となっており、女性の自殺者の4人に1人が自殺未遂をしています。



【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成



【出典】「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき港区作成

(6)年代別の死亡原因

年代別の死亡原因をみると、「15~39歳」は「自殺」が1位であり、2人に1人の死亡原因が自殺となっています。40歳以上は、「新生物」が最も高く、次いで「循環器系の疾患」となっています。

港区の年代別の死亡原因(H21~H29 合算数)

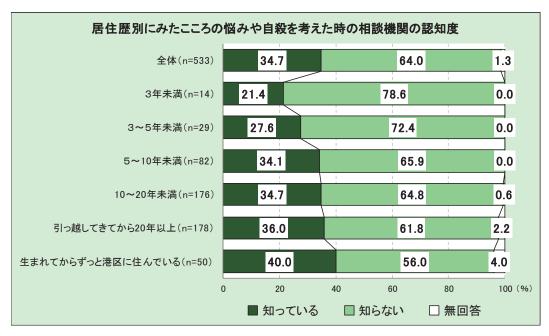
	1位	2位	3位
全体 (n=1,508)	新生物	循環器系の疾患	症状、徴候及び異常 臨床所見・異常検査所 見で他に分類されない もの
	29.8%	24.6%	14.6%
15~39 歳 (n=22)	自殺	新生物	症状、徴候及び異常 臨床所見・異常検査所 見で他に分類されない もの
	50.0%	18.2%	13.6%
40~64 歳 (n=156)	新生物	循環器系の疾患	自殺
	48.7%	19.9%	7.7%
65 歳以上 (n=1,327)	新生物	循環器系の疾患	症状、徴候及び異常 臨床所見・異常検査所 見で他に分類されない もの
	27.8%	25.5%	15.5%

注)14歳以下は該当者が3名のため、表からは除いています。

【出典】港区(H29)「港区の保健衛生」より「人口動態統計(平成 29(2017)年1月1日~同年 12月 31日:概算)」

(7)こころの悩みや自殺を考えた時の相談機関の認知度

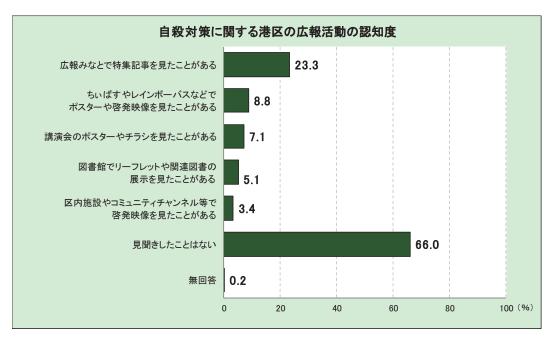
こころの悩みや自殺を考えた時の相談機関の認知度を居住歴別にみると、全体では「知っている」が34.7%、「知らない」が64.0%となっており、6割以上の人が相談機関を「知らない」と回答しています。居住歴が短い人ほど「知らない」割合が高くなっています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

(8)自殺対策に関する区の広報活動の認知度

自殺対策に関する区の広報活動の認知度をみると、「広報みなとで特集記事を見たことがある」が23.3%と最も高く、次いで「ちいばすやレインボーバスなどでポスターや啓発映像を見たことがある」が8.8%、「講演会のポスターやチラシを見たことがある」が7.1%となっています。「見聞きしたことはない」は66.0%と、3人に2人が自殺対策に関する区の広報活動を見聞きしたことはないと回答しています。

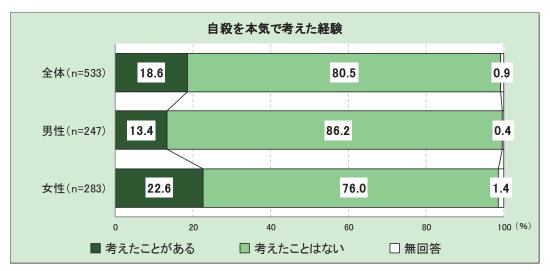


【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

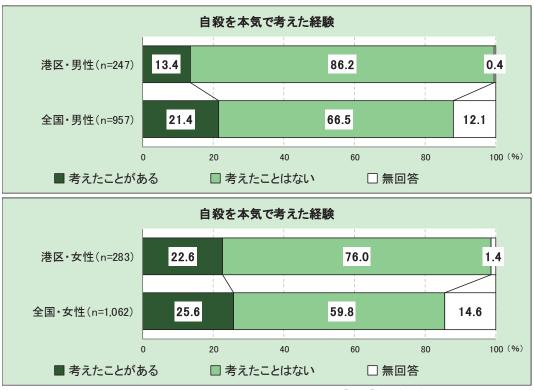
(9)自殺を本気で考えた経験

自殺を本気で考えた経験について「考えたことがある」人の割合を性別にみると、男性が 13.4%、女性が 22.6%であり、女性の方が高くなっています。

全国と比較すると、男性と女性どちらも港区の方が低くなっています。



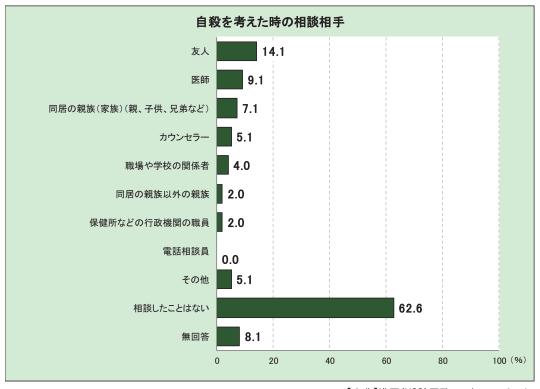
【出典】港区(H28)区政モニターアンケート



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート 【出典】厚生労働省(H28)「自殺対策に関する意識調査」

(10)自殺を考えた時の相談相手

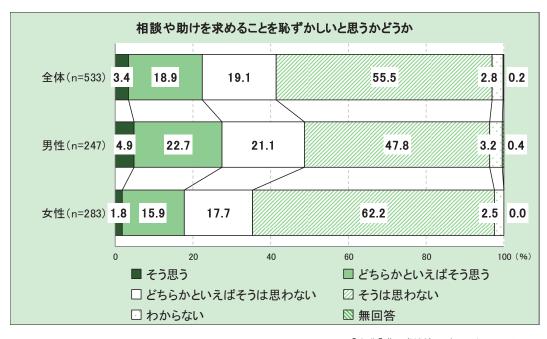
自殺を考えた経験がある人(n=99)のうち、自殺を考えた時の相談相手をみると、「友人」が 14.1% と最も高く、次いで「医師」が 9.1%、「同居の親族(家族)(親、子供、兄弟など)」が 7.1%となっています。「相談したことはない」は 62.6%となっています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

(11)相談することへの意識

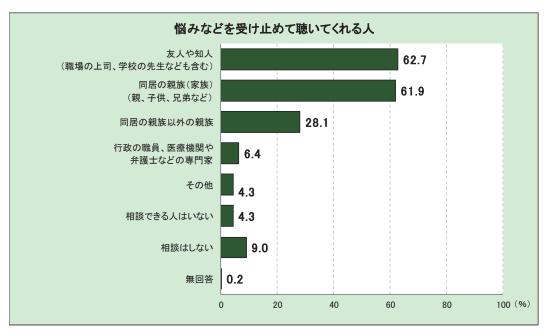
悩みを抱えた時やストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたりすることを恥ずかしいと思うかどうかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、男性が 27.6%、女性が 17.7%であり、男性の方が高くなっています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

(12)悩みなどを受け止めて聴いてくれる人

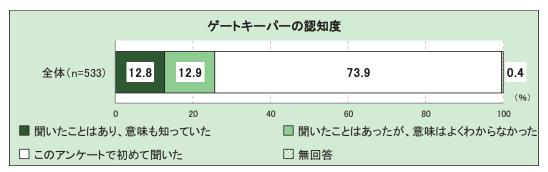
悩みや不満、つらい気持ちを受け止めて、聴いてくれる人をみると、「友人や知人(職場の上司、学校の先生なども含む)」が62.7%、「同居の親族(家族)(親、子供、兄弟など)」が61.9%とそれぞれ高くなっており、「同居の親族以外の親族」が28.1%となっています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

(13)ゲートキーパーの認知度

ゲートキーパー^{※5}の認知度をみると、「聞いたことはあり、意味も知っていた」が 12.8%、「聞いたこと はあったが、意味はよくわからなかった」が 12.9%、聞いたことがある人は約2割半となっています。

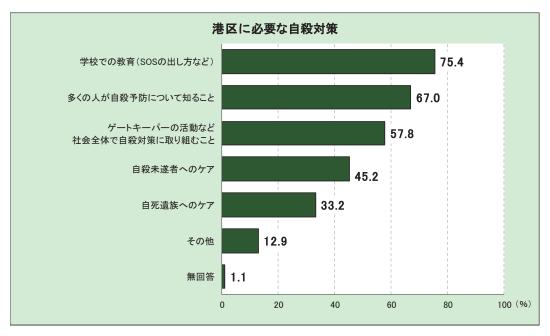


【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

^{※5} 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。(詳細は p35 コラム参照)

(14)区に必要な自殺対策

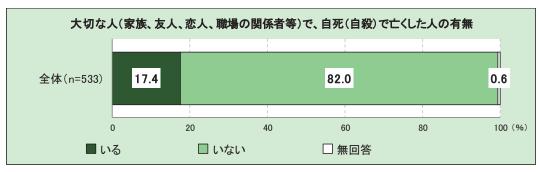
区に必要な自殺対策をみると、「学校での教育(SOS の出し方など)」が 75.4%と最も高く、次いで「多くの人が自殺予防について知ること」が 67.0%、「ゲートキーパーの活動など社会全体で自殺対策に取り組むこと」が 57.8%となっています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

(15)大切な人(家族、友人、恋人、職場の関係者等)で、自死(自殺)で亡くした人の有無

大切な人(家族、友人、恋人、職場の関係者等)で、自死(自殺)で亡くした人の有無をみると、「いる」が 17.4%、「いない」が 82.0%となっており、2割近くの人が大切な人を自死(自殺)で亡くしています。



【出典】港区(H28)区政モニターアンケート

3 統計データからわかったこと

(1)属性別にみた港区の自殺の特徴

①女性と若年層が多い

全国及び東京都と比べて、「男性」よりも「女性」の割合が高く、年代をみると、「10代」~「40代」の若年層の割合が高くなっています。

②仕事をしている人や学生が多い

全国及び東京都よりも港区の自殺者の割合が高い職業が、「自営業・家族従事者」、「被雇用・勤め 人」、「学生・生徒等」となっています。長時間労働や職場の人間関係を原因とする心身の負担を軽減 するために、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が求められます。また、学生・生徒の年代は、心 のバランスが不安定になりがちなため、心の健康についての関心を持てるような環境づくりが必要です。

③健康問題や経済・生活問題、家庭問題が原因の人が多い

自殺の原因・動機をみると、「健康問題」や「経済・生活問題」、「家庭問題」が上位に挙げられています。特に割合の高い「健康問題」は、うつ病や身体の病気などが原因・動機として考えられます。心身の病気を抱えた人が相談しやすい環境づくり、相談してきた人を医療機関へつなぐといった連携の強化が期待されます。

④男性は被雇用者が多い。女性は学生や被雇用者等が多く、50代以上では主婦が多い

男性についてみると、年代では「40代」と「50代」が多くなっています。職業をみると、20代~50代は「被雇用・勤め人」が多く、女性と比べて「経済・生活問題」、「勤務問題」が自殺の原因として多く挙げられていることから、仕事でのストレスや不安、生活困難などで自殺に至るケースが考えられます。働き盛り世代に向けた自殺対策の推進が求められます。

女性についてみると、年代では「10代」~「30代」が多くなっています。職業をみると、10代~20代は「学生・生徒等」が、30代~40代は「被雇用・勤め人」が、50代と70代は「主婦」がそれぞれ最も多くなっています。男性と比べて「家庭問題」や「男女問題」などが多く挙げられていることから、家庭内不和や学校での人間関係が原因で自殺に至るケースが考えられます。女性の自殺者の4人に1人が自殺未遂の経験があることからも、自殺を考えた時に駆け込める相談窓口の認知度を高めるとともに、どのライフステージであっても、身近に相談できる環境づくりが必要です。

(2)区政モニターアンケートから得られた課題

①相談機関や自殺に関する区の広報活動が知られていない

区における心の悩みや自殺を考えた時の相談機関や自殺対策に関する広報活動について、6割以上の人がそれぞれ知らないと回答しています。自殺を考えた経験がある人が約2割おり、そのうち6割以上の人が相談したことはないと回答していることから、これまで以上に周知・啓発に力を入れることが必要です。また、男性は女性よりも相談すること自体を恥ずかしいと感じているため、相談しやすい環境づくりの視点も重要です。

②誰もが悩みを相談される可能性はあるがゲートキーパーの役割は知られていない

悩みや不満、つらい気持ちを受け止めて、聴いてくれる人をみると、友人・知人や家族が多くなっており、誰もが悩み事を相談される可能性があります。一方、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人、いわゆるゲートキーパーの役割を7割以上の人が知らないと回答しています。悩みを抱えた人の対応を誰もが身につけられるように、ゲートキーパーの認知度を高め、人材を養成する取組が求められます。

③若年層への自殺対策が求められている

区に必要な自殺対策をみると、学校での教育(SOS の出し方など)が最上位に挙げられています。子 どもたちに対して、命の大切さや心の健康管理、周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないことなど について、教育委員会や家庭、地域の関係機関等と連携しながら、周知・啓発する取組が必要です。

第3章 これまでの取組と評価

1 前計画において新たに実施した取組

取組による成果

- 自殺対策が「生きるための包括的な支援」であることについての理解が広がり、保健福祉 分野以外の関係機関とも連携が構築され、協力して事業に取り組むことができました。
- 自殺未遂者支援事業や自死遺族のつどいなどの事業を開始した結果、保健師による個別支援等においても協力して対応できるようになるなど、NPO 法人等の民間団体との連携が強化されました。

I 自殺防止のための環境整備

①自殺を防ぐ環境整備のための啓発を目的としたチラシの作成と配布 (平成 28(2016)年度~)

目的: 高所からの飛び降りや転落の防止を目的とした環境整備につい

て、建設関係者やビル管理者に向けて普及・啓発を行います。

実施内容 : 2種類(①新しくビルを建築する方へ②ビルを管理している方へ)

のチラシを作成し、建築課窓口に置いて配布しました。



Ⅱ 自殺予防のための情報提供と普及・啓発

①9月を「港区自殺対策強化月間」10月を「港区うつ支援月間」とし、 「港区こころといのちを支えるキャンペーン」を展開(平成27(2015)年度~)

目的 : 9月 10 日の世界自殺予防デー及び 10 日~16 日の自殺予防週間※6の周知及び、

区の取組についての普及・啓発を総合的に発信し、自殺予防の理解促進と相談先の

周知を行います。

実施内容 : ● 啓発動画を作成し、新橋のシティビジョンでの放映や YouTubeでの放映(平成 27 (2015)年度~) をしました。

● 図書館キャンペーンとして全7館で関係図書の展示、一部図書館で区民向け講座 を開催しました。

● こころの健康講演会(平成 27(2015)年度~)、総合相談会(平成 28(2016)年度~)を開催しました。

Ⅲ 相談、支援の充実による自殺の防止

①自殺未遂者対応支援事業「港区いのちのサポート相談」(平成 27(2015)年8月~)

目的 : 救急病院に自殺未遂で搬送された区民とその家族に対し、相談員が寄り添い方の支

援を行い、再企図防止を図ります。

実施内容 : 自殺未遂者や自殺をほのめかす人と、その家族に対して、医療機関や保健師、高齢

者相談センターなどから得た情報により、専門相談員が医療機関や家庭への訪問、電

話相談などにより、既存の資源で自立ができるまで支援を行いました。

^{※6} 平成 19(2007)年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月 10 日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月 10 日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」するとしたもの。

②港区職員向けゲートキーパーマニュアル「命の門番になるために」の作成 (平成 27(2015)年度~)

目的: 職員が自殺のサインに気づき、窓口相談や相談機関につなぐゲートキーパーの役割を

果たすことができるよう、マニュアルの作成を行います。

実施内容 : 平成 27(2015)年度作成、平成 29(2017)年度改訂 各 500 冊発行し、窓口職員を

中心に配布しました。

③人事課と共催で全職員にゲートキーパー研修(悉皆研修)を実施 (平成 28(2016)年度~)

目的 : 職員が「ゲートキーパー」の役割を理解して、区民

に対応することができるよう、全ての職員に対して

ゲートキーパー研修を行います。

実施内容: 3年間で全ての職員に対して研修を行いました。



④区民向けゲートキーパー研修の実施(平成27(2015)年度~)

目的 : 行政、民間を問わず、様々な分野でゲートキーパーとなる人材の養成に努めます。

実施内容 : ● 各精神保健福祉講演会や精神家族教室において、ゲートキーパーについての周

知を行うとともに、民生・児童委員に対してゲートキーパー研修を開催しました。

● ゲートキーパー出前講座を青少年委員や PTA 向けに開催しました。

Ⅳ 心の健康づくり

①うつ病家族講座の開催(平成29(2017)年度~)

目的 : うつ病や躁うつ病を治療している人の家族に対して病気の知識や対応方法について学

ぶ場を設けることにより、うつ病や躁うつ病本人の生活を支援し、適切な治療の継続と

社会復帰及び自殺予防につなげます。

実施内容 : 年2コース(1コース4回制)開催しました。

V 自殺未遂者の再企図防止と遺族の支援

①自死遺族のつどい「わかちあいの会みなと」の開催(平成 27(2015)年度~)

目的 : 大切な人を自死(自殺)で亡くした方々が胸の内を語り合い、聴き合い、支え合うため

の会を開催します。

実施内容 : 匿名の利用を可能とし、保育の利用がある人に対しても配慮して、年6回開催しました。

②死亡届の際に配布する「ご遺族の方へ」に自死遺族にも必要な相談先を掲載 (平成27(2015)年度~)

目的 : 大切な人を亡くした家族が、必要な情報を必要な時に得ることができるように、死亡届

の際に配布する必要な窓口や手続き方法を記載したパンフレットに遺族支援の相談先

を掲載します。

実施内容 : 死亡届の際に配布するパンフレット「ご遺族の方へ」の中に、「大切な人を亡くした方へ」

として、自死の他、様々な死別に対しての相談先を掲載しました。

2 取組の実施状況(100事業)

前計画で計画していた取組の実施状況をみると、100事業のうち92事業を実施できており、おおむね計画に沿って実施できました。その内、法定事業や区以外が主体となって実施する5事業については、評価の対象とせず、見直し後の本計画への計上はしないこととしました。また、未実施となった8事業の内、若者向けの事業については、情報発信、個別支援、施設連携等を行ってきましたが、さらに総合的に強化するとともに、働き盛り世代を対象とした各事業については、事業の再構築を行い本計画に計上します。

前計画に基づく事業の実施状況

	ビジョン	事業数	実施事業数	評価対象外業数	未実施事業数
I	自殺防止のための環境 整備	11	8	2	0
П	自殺予防のための情報 提供と普及·啓発	10	8	2	0
	相談、支援の充実による自殺の防止	44	38	1	5
IV	心の健康づくり	28	25(1)	0	3
V	自殺未遂者の再企図 防止と遺族の支援	7	7	0	0
	合 計	100	92	5	8

注1)実施事業数の()内の数値は前計画期間中に廃止となった事業数を指す。

前計画における評価対象外事業及び未実施事業の状況

	的計画に65770計画が多月事業人の不久地事業のが光							
		事業	状 況					
I	=177	1-①人口動態統計調査 2-②鉄道駅ホーム等の転落防止対策	● 人口動態統計調査は法定事業として実施しました。					
П	評価対象外	6-①メディア担当者向け手引きの周知 6-②マスメディアとの連携 9-⑤共同研修(特別区職員研修)	● 鉄道駅ホームドア設置は、各鉄道会社で実施 し、設置が進んでいます。また、各メディアに対し て、会議等の機会を捉え、メディア関係者の手 引きを配布し、自殺対策の理解を求めました。					
Ш	未実	7-⑪労働者の健康相談紹介 7-⑱薬局相談 8-⑨港区地域産業保健センターとの連携 8-⑬若者向け「居場所活動」の推進 9-④公衆衛生職種ゲートキーパー	 若者向けの事業は、個別相談や職員研修を実施しましたが、若者の居場所活動の実施には至りませんでした。 労働基準監督署や地域産業保健センター等との新たな連携を構築しましたが、事業の実施に 					
IV	施	13-①労働基準監督署と連携した労働者 向け出張健康相談 13-②地域産業保健センターとの連携 13-③ホワイト企業応援	は至りませんでした。 ● ゲートキーパー研修を一般区民や民生・児童委員等に対して実施しましたが、薬局、理美容等の公衆衛生職種までには至りませんでした。					

注2)評価対象外事業数の数値は、実施事業数の内訳数を指す。

第4章 施策の体系

自殺対策は「生きる支援」であるため、健康問題や福祉の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む 包括的な取組を実施することで、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」の実現をめざすことを基 本としますが、自殺の実態に係る各種統計データ^{注1)}や、区政モニターアンケート調査の結果から得られた 港区の課題や前計画の取組と評価^{注2)}を踏まえ、次の4つの視点に留意し、特に重点的に取り組むものを 「重点事業」、その内、本計画から新たに取り組む事業については「新規事業」と位置付けて自殺対策に関 する施策を推進します。

なお、次章において「重点事業」は下線または重、「新規事業」は新と表記します。

注1)p21「3 統計データからわかったこと」参照 注2)p25「2 取組の実施状況(100事業)と評価」参照

【重点的に取り組む視点】

- ①子どもや若い女性を対象とした支援
- ②働き盛り世代を対象とした支援
- ③相談先の周知の強化
- ④ゲートキーパーの役割の周知の強化

今回の見直しに当たっては、平成 26(2014)年度に策定した前計画の施策体系である5のビジョン、20 のミッションという枠組みを引き継ぎました。ただし、新たな自殺総合対策大綱や東京都自殺総合対策計画及び前計画の課題を踏まえ、ビジョン、ミッションの表現を一部変更しています。

施策の体系

,,,	B 東の体示	-	<u> </u>	
	ビジョン	ミッション	<i>Y</i> ?	プション
Ι	自殺防止のための環境整備	(1)自殺の実態把握	2事業	
	-XK-2CTE NU	(2)自殺を防ぐ環境整備	3事業	6 事業
		(3)危機情報の迅速な伝達	1事業	
Π	自殺予防のための 情報提供と普及・啓発	(4)相談の受皿の周知徹底	3事業	0
	用報定供C自及 召先	(5)自殺予防週間·自殺対策強化月間の周知の 徹底	2事業	8 事業
		(6)自殺対策についての区民の理解促進の取組	3事業	(内再掲1)
Ш	相談、支援の 充実による自殺の防止	(7)相談支援機関の充実	24 事業	
	九人1000日秋000年	(8)相談機関の連携、協力	12 事業	48 _{事業}
		(9)生きる支援のための人材育成と専門性の向上	9事業	(内再掲1)
		(10)アウトリーチ事業の推進	3事業	
IV	心と体の健康づくり	(11)地域における心の健康づくりやうつ病等精神疾患の早期発見の取組の推進	8事業	
		(12)子どもや若者の健康づくりや自殺予防の取組 の推進	12 事業	32 _{事業}
		(13)職場のヘルスケア	7事業	(内再掲3)
		(14)適切な精神科医療の受診支援	5事業	
V	自殺未遂者の 再企図防止と	(15)自殺未遂者とその家族への精神的ケア	2事業	
	遺族等への支援	(16)自殺未遂者とその家族への包括的支援	2事業	
		(17)遺族等への総合的支援の充実	2事業	10 _{事業}
		(18)遺族等への支援をしている団体との連携	2事業	(内再掲2)
		(19)自死遺族等への支援に関する人材の育成	1事業	
		(20)自死遺族等への支援に関する区民の啓発	1事業	

第5章 港区の自殺対策推進事業

※新:新規事業 下線:重点事業

[自殺防止のための環境整備(p30~)

(1) 自殺の実態把握

- ①区内自殺統計資料の作成及び 分析
- ②区民へのアンケート調査の定期 的な実施による状況調査

(2) 自殺を防ぐ環境整備

- ①建築物の相談の機会を捉えた自殺を防ぐ環境整備の周知
- ②生活安全に関するネットワークの強化
- ③犯罪が起きにくい環境づくりの推進

(3) 危機情報の迅速な伝達

①子どもの地域安全体制の確立

Ⅲ 相談、支援の充実による自殺の防止(p36~)

(7) 相談支援機関の充実

- ①自殺未遂者対応支援事業の実施
- ②精神保健福祉相談と保健師による健康相: 談の実施:
- ③各地区総合支所における保健福祉相談の 実施
- ④障害者の総合的な相談支援窓口の充実
- ⑤18歳以上を対象とする発達障害に関する相 談・生活支援策
- ⑥在宅療養相談窓口による相談支援
- ⑦がんに対しての相談支援や難病の相談先の 周知の強化
- ⑧高齢者の総合相談支援事業の実施
- ⑨認知症ケアの推進による相談支援の実施
- ⑩教育相談の実施
- ①ひきこもり青少年に対する相談·支援事業の 確立·推進
- ⑩更生保護青少年相談の実施
- ③子ども家庭支援センターにおける相談・支援
- 14日子福祉相談の実施
- ①家庭相談の実施
- 16ひとり親家庭就労支援事業の実施
- ⑪女性相談の実施
- 18人権侵害や男女平等に関する相談の実施
- (9)生活困窮者自立支援事業の実施
- ⑩消費生活相談(多重債務等)の実施
- ②法律相談の実施
- ②精神障害者地域活動支援センターの拡充
- ②児童発達支援センターの整備
- ②(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの! 整備

(8) 相談機関の連携、協力

- ①港区自殺対策推進検討委員会の設置
- ②港区自殺対策関係機関協議会の設置
- ③港区地域包括ケアシステムの推進
- ④児童虐待対策等の推進
- ⑤子育てに関するネットワークづくりの推進
- ⑥障害者の総合的なサービス提供体制の整備
- ⑦いじめ防止に関する取組の推進
- ⑧高齢者セーフティネットワークの構築の推進
- ⑨思春期問題に対応した連携体制構築
- ⑩精神保健福祉センターとの連携の推進
- 印東京都や民間団体の相談機関との連携の推進
- ②「港区精神科・精神神経科・心療内科医療機関名 簿」の作成

(9) 生きる支援のための人材育成と専門性の向上

- ①ゲートキーパー・リーダー養成とリーダーによる周知の実施新
- ②区民に対するゲートキーパーの役割の周知
- ③新任職員等に対するゲートキーパー研修
- ④職員向けゲートキーパーマニュアルの作成と活用
- ⑤区民対応職員に対するゲートキーパー研修
- ⑥保健師、福祉職員に対する事例検討会
- ⑦人権尊重意識の啓発・向上
- ⑧障害者福祉に関心のある区民や事業者への支援
- ⑨精神保健分野に係る職員への研修

(10) アウトリーチ事業の推進

- ①地区担当保健師による個別的継続支援
- ②ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の支援
- ③自殺未遂者対応支援事業の実施(再掲)

I 自殺予防のための情報提供と普及・啓発(p32~)

(4) 相談の受皿の周知徹底

- ①インターネット検索連動広告による相談窓口の周知新
- ②区ホームページ内の自殺対策ページの整理と点検
- ③「生きるための支援」相談機関一覧の作成と啓発

(5) 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底

- ①港区こころといのちを支えるキャンペーンの実施
- ②自殺対策強化月間の実施

(6) 自殺対策についての 区民の理解促進の取組

- ①SNS を活用した自殺対策推進 事業の周知
- ②自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画による周知
- ③区民へのアンケートの定期的な実施による状況調査(再掲)

Ⅳ 心と体の健康づくり(p44~)

(11) 地域における心の健康づくりや うつ病等精神疾患の早期発見の取組の推進

- ①精神保健福祉講演会の開催
- ②思春期講演会の開催
- ③精神保健福祉講座の開催
- ④精神家族会による家族支援
- ⑤うつ病家族講座による家族支援
- ⑥アルコール依存症家族講座による家族支援新
- ⑦精神保健福祉相談と保健師による健康相談の実施(再掲)
- ⑧産後母子ケア事業の推進による産後うつ予防の取組

(12) 子どもや若者の健康づくりや 自殺予防の取組の推進

- ①みなと子ども相談ねっとによる相談支援
- ②インターネット検索連動広告による相談窓口の周知(再掲)新
- ③子どもの SOS の出し方に関する教育の実施新
- ④大学や私立学校を対象とした SOS の出し方に関する講座新
- ⑤子どもの SOS 対応研修新
- ⑥子ども施設における職員の意識啓発
- ⑦いじめ・児童虐待防止講演会の開催
- ⑧「港区子どもサミット」開催
- ⑨心理テスト(hyper-QU)の活用
- ⑩相談体制の整備(心のケアの充実)
- ⑪区の自殺対策について教員への周知強化
- ②子どもの未来応援施策の着実な推進

(13) 職場のヘルスケア

- ①職場のメンタルヘルス講演会新
- ②区内業者へのゲートキーパーの 役割についての周知新
- ③健康経営の推進
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑤労働基準監督署と連携した労働 者向け事業の周知の強化
- ⑥地域産業保健センターの周知と 連携の強化
- ⑦働き盛り世代を中心とした健康づくりの支援

(14) 適切な精神科医療 の受診支援

- ①うつ自己診断「こころの体温計」 による相談支援
- ②「港区精神科·精神神経科·心療内科医療機関名簿」の作成 (再掲)
- ③区民健康診査(30健診)受診者 への若年認知症、うつ病等の相 談先の周知
- ④特定健康診査受診者への相談 先の周知
- ⑤自立支援医療制度(精神通院 医療)の周知

V 自殺未遂者の再企図防止と遺族等への支援(p50~)

(15) 自殺未遂者とその家 族への精神的ケア

- ①<u>自殺未遂者対応支援事業の</u> 実施(再掲)
- ②保健師、福祉職員向け事例 検討会(再掲)

(18) 遺族等への支援をしている団体との連携

- ①遺族等支援団体等の情報収 集と連携強化
- ②遺族等支援団体の活動の周知

(16) 自殺未遂者とその家族への包括的支援

①区内関係機関の連携強化 ②区内救命救急センター等との 精神科医療連携の推進

(19) 自死遺族等への支援に関する人材の育成

①職員研修における自死遺族 等への支援についての啓発

(17) 遺族等への総合的 支援の充実

- ①港区自死遺族の集いの開催 による支援
- ②死亡届提出時における遺族 に対しての支援

(20) 自死遺族等への支援に関する区民の啓発

①区民へのゲートキーパー研修 等における自死遺族等への 支援についての啓発

Ⅰ 自殺防止のための環境整備

(1)自殺の実態把握

区の自殺対策推進事業について、必要な人に十分に対応できるように、区の自殺の状況分析や、 区民の意識調査を行うことで、事業評価を行います。

①区内自殺統計資料の作成及び分析

健康推進課

区内の自殺の実態について、警察庁「自殺統計」や人口動態調査等により実態を把握し、自殺対策 推進計画の進捗状況とともに自殺対策関係の各会議で報告します。

②区民へのアンケート調査の定期的な実施による状況調査

健康推進課

区民に対して、自殺対策についてのアンケート調査を5年に一度実施し、自殺対策についての区民 意識を的確に把握し、自殺対策推進事業に反映します。

(2)自殺を防ぐ環境整備

港区では、「住居地」の自殺者数よりも「発見地」の自殺者数が多いことや、高所からの飛び降り事例が多いことから、自殺の起きにくい建築環境整備や、治安環境整備を推進します。

①建築物の相談の機会を捉えた自殺を防ぐ環境整備の周知

建築課

新築ビルの建設段階の事業者と既存ビルの管理段階の事業者に対して、墜落事故や自殺防止の ための留意点をまとめたチラシを窓口に設置し、周知を行います。

②生活安全に関するネットワークの強化

危機管理•生活安全担当

区民、事業者、警察署・消防署等の関係機関等の多様な主体との協力関係を構築して地域の連 帯感を高めるとともに、見守り活動を推進します。

③犯罪が起きにくい環境づくりの推進

危機管理-生活安全担当

区民や警察署等関係機関との連携のもと、落書き消去活動等の「割れ窓理論」(地域の無関心が犯罪等を誘発する)に基づく取組や、犯罪予防効果のある街頭防犯カメラの設置促進、客引き行為を防止するための生活安全パトロール隊の配置など、ソフト面やハード面において対策を推進し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

(3)危機情報の迅速な伝達

自殺企図^{※7}直前の気持ちや行動は変動しやすいため、自殺企図を誘発しない、日頃からの地域安全体制の確立が重要です。そのため、様々な関係機関への情報伝達や情報共有を行います。

①子どもの地域安全体制の確立

子ども家庭課

子どもたちや子育て家庭が、安全で安心に生活できるよう、「子ども 110 番事業」や通学路点検を実施するとともに、地域が一体となったネットワーク体制を整備します。

^{※7} 自殺を図ろうとすること。

Ⅱ 自殺予防のための情報提供と普及・啓発

(4)相談の受皿の周知徹底

こころの病気やつらい体験、暮らしの中での問題などにおいて、「死にたい気持ち」が強くなってしまった人に対し、「生きるための相談機関」の周知を強化し、必要な相談受け皿につなぐ環境を整備します。

(1)インターネット検索連動広告による相談窓口の周知

健康推進課新



区内で、若者等が日常的に使うインターネット検索サイトにおいて、「自殺」や「死にたい」などのワード 検索をした時に、検索連動広告を利用して区ホームページに誘導し、適切な相談窓口を周知します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	アクセス数の 動向に合わせ た実施	実施 アクセス数 の把握	アクセス数 に合わせて 見直し及び 実施	アクセス数 に合わせて 見直し及び 実施	アクセス数 に合わせて 見直し及び 実施	アクセス数 に合わせて 見直し及び 実施

②区ホームページ内の自殺対策ページの整理と点検

健康推進課



区ホームページ内の「生きるための情報ラウンジ」について、区の自殺対策、相談窓口一覧、ゲートキーパー等についての情報を定期的に整理、点検し、検索した人がより適切な相談先につながるようにします。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	掲載内容、 相談先等を 1年に1回以上 点検	1回点検	点検内容に よりページ、 リンク先を見 直す	点検内容に よりページ、 リンク先を見 直す	点検内容に よりページ、 リンク先を見 直す	点検内容に よりページ、 リンク先を見 直す

③「生きるための支援」相談機関一覧の作成と啓発

健康推進課

生きるための支援に必要な相談機関一覧を作成し、キャンペーン等で周知をするほか、保健所が 主催する精神保健分野の講演会等のチラシや精神障害者手帳交付時に配布する「は一とまっぷみな と」に相談機関一覧を掲載し配布します。また、職員向けゲートキーパーマニュアルにも掲載し、職員が 適切な相談機関につなぐことができるようにします。

(5)自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底

自殺対策基本法において、自殺予防週間(9月10日~9月16日)と自殺対策強化月間(3月)の周 知が必須となっています。区内の自殺の状況も踏まえ、周知の徹底を図ります。

①港区こころといのちを支えるキャンペーンの実施

健康推進課 重

自殺予防週間(9月 10 日~9月 16 日)を含む、港区自殺対策強化月間(9月)及び港区うつ支援 月間(10月)の2か月間を「こころといのちを支えるキャンペーン」として実施し、区の自殺対策推進事業 とゲートキーパーの役割、相談先などの周知啓発を強化します。

● 特設展示の実施

健康推進課

保健所や区役所を中心に区内の関連施設において特設展示や、ポスター掲示や啓発品の配 布等を行い、自殺対策催進事業やゲートキーパーについての周知の強化を行います。

● 啓発動画の作成と配信

健康推進課

自殺予防週間(9月 10 日~9月 16 日)と自殺対策強化月間(3月)の周知を目的とした啓発動 画作成し配信を行います。

● こころの健康講演会・相談会の開催

健康推進課·生活福祉調整課

講演会と相談会を開催し、自殺につながる問題についての普及・啓発、相談を行います。相談 会は、生活就労支援センター等と共催して開催します。

● こころといのちを支える図書館キャンペーン

図書文化財課

区内全図書館において、関連本の展示、講話の開催等を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	キャンペーン強 化により、区の 自殺対策の取 組を知っている 人が増加してい る。	キャンペー ンの実施	キャンペー ンの実施	キャンペー ンの実施 アンケート 実施 効果測定	アンケートの 結果に対応 したキャンペ ーンの実施	アンケートの 結果に対応 したキャンペ ーンの実施

②自殺対策強化月間の実施

健康推進課庫



自殺対策強化月間(3月)、自殺防止!東京キャンペーン(3月)の周知強化を目的に、期間中に保 健所での特設展示の実施、広報みなどの特集ページによる周知、啓発動画による周知を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	キャンペーン強 化により、区の 自殺対策の取 組を知っている 人が増加してい る。	キャンペーンの実施	キャンペーンの実施	キャンペー ンの実施 アンケート 実施 効果測定	アンケートの 結果に対応 したキャンペ ーンの実施	アンケートの 結果に対応 したキャンペ ーンの実施

(6)自殺対策についての区民の理解促進の取組

区の自殺対策や、ゲートキーパーについての理解促進のために、様々な機会をとらえて周知を図ります。

①SNS を活用した自殺対策推進事業の周知

健康推進課

重

区の自殺対策の取組(キャンペーン、講演会等)について、SNS を活用した周知を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	SNSによる周知により、区の自殺対策の取組を知っている人が増加している。	SNS による 周知の実施	SNS による 周知の実施	SNS による 周知の実施 アンケート	アンケートの 結果に対応 した SNS に よる周知の 実施	アンケートの 結果に対応 した SNS に よる周知の 実施
	•			実施 効果測定		

②自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画による周知

健康推進課

区役所内やデジタルサイネージを活用し、自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画を常時配信します。

③区民へのアンケートの定期的な実施による状況調査(再掲)

健康推進課

区民に対して、自殺対策についてのアンケート調査を5年に一度実施し、自殺対策についての区民 意識を的確に把握し、自殺対策推進事業に反映します。

【コラム】誰もがゲートキーパー ~社会全体で自殺のリスクを減らすために~

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、 見守る人のことで、「命の門番」とも言われています。

自殺は個人の問題ではなく、いくつかの原因が複雑に絡み合い、「死を選ばざるを得ない状況に追い詰められた末」に起こると言われていますが、そうした心情や背景は理解されにくい現実があります。そのため、周囲の人が自殺の問題に対する理解を深め、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援先等の基本的な知識を持ち、社会全体で自殺のリスクを低下させることが重要です。

ゲートキーパーとは、このような活動ができる人のことであり、特別な資格ではありません。社会生活をする上で、誰もが活用できるスキルです。また、このスキルは、自分がつらい時に助けを求める相談先の知識を得ることができるため、自助にもつながるものです。

ゲートキーパーは、一般の人や地域のコミュニティ・リーダー、専門職などの立場により、 求められる役割が異なります。それぞれの立場の人がゲートキーパーとして適切に活動でき るよう、区は様々な事業をとおして支援をしていきます。

港区がめざす、各段階のゲートキーパーの役割

- ○つらい時には、「助けて」と言ってもいいこと を知っている
- ○周りでつらい立場にいる友達に気づいて声 をかけることができる

【事業例】

SOS の出し方に関する教育 等

小学生·中学生· 高校生·大学生

全ての人

民生委員・児童委員 地域のコミュニティ・リーダー等 一般の区職員

保健師、福祉職等 専門職

- ○ゲートキーパーの役 割について知っている
- ○周囲の人の異変に 気づき、声をかける ことができる
- ○相談窓口を知って いる
- 【事業例】

港区こころといのちを支えるキャンペーン 等

- ○悩んでいる人の話を 聴くことができる
- 〇必要な相談窓口に つなぐことができる
- 〇日々の活動の中で 見守る
- ○自殺企図^{注1)}、自殺念慮^{注2)}のある人に対して、対応ができる
- ○必要な専門機関に つなぐことができる。
- ○地域で見守る体制 を整える

【事業例】

ゲートキーパー・リーダー^{注3)} 養成とリーダーによる周知 の実施、新任職員対象ゲートキーパー研修等

【事業例】

保健師、福祉職員に対する事例検討会

注1)自殺を計画すること 注2)自殺を考えること 注3)p41(9)①参照。

Ⅲ 相談、支援の充実による自殺の防止

(7)相談支援機関の充実

自殺につながる様々な要因に対しての相談支援ができる機関を充実することにより、「生きる支援」 を行います。

①自殺未遂者対応支援事業の実施

|健康推進課||重

自殺未遂や自殺企図を繰り返す人とその家族に対して、関係者からの連絡を基に専門の相談員に よる相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活ができるための支援を行います。

年月	度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取符		定期的な事業 の評価により、 必要な人への 支援ができて いる。	実施	事業評価の 実施	見直し実施	実施	事業評価の実施

②精神保健福祉相談と保健師による健康相談の実施

健康推進課

こころの病気(思春期、アルコール等含む)や認知症の早期発見・早期治療、対応の仕方などについ て、月4回精神科医による相談を行い、必要な専門機関につなげます。また、随時保健師による電話 や面接相談を行い、継続相談が必要な場合は、各地区総合支所の保健師等と連携し支援します。

③各地区総合支所における保健福祉相談の実施

区民課

各地区総合支所区民課保健福祉係において、高齢、障害、保育、保健についての諸手続きや個別 相談を、高齢ケースワーカーや障害ケースワーカー、保育担当者、保健師が対応します。必要に応じ て、専門機関の紹介や、継続的な相談を行います。

4 障害者の総合的な相談支援窓口の充実

障害者福祉課

障害の種別を問わず、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため の相談支援窓口を充実します。障害者総合相談支援センター機能(障害者福祉課内)を強化するとと もに地域の相談拠点(障害保健福祉センター、新橋はつらつ太陽、精神障害者地域活動支援センタ 一)との連携を強化し、新たに整備される地域生活支援拠点とのサービス提供体制の整備を行いま す。

⑤18歳以上を対象とする発達障害に関する相談・生活支援策

障害者福祉課

発達障害は、外見から課題が分かりづらく、また障害であるか否かの境界が明確ではないため周囲 に理解され難く、成人後も二次障害などの新たな問題に直面することが考えられます。そのため、社会 参加の場の提供や、自己理解をすすめるプログラムやコミュニケーションスキルの向上など、日常生活 における課題を解決するための支援が必要です。

障害保健福祉センター内のスペースを活用し、発達障害に関する相談を行うとともに、社会参加や 日常生活の支援の場を提供します。

⑥在宅療養相談窓口による相談支援

保健福祉課

東部及び西部在宅療養相談窓口を設置し、区民や医療機関、介護事業者等からの在宅医療・療養に関する相談に対し、港区医師会等の協力を得るとともに、高齢者相談センター等と連携し、関係機関につなぐ等の対応を行います。

⑦がんに対しての相談支援や難病の相談先の周知の強化

健康推進課

がん患者及びその家族が、がんと診断された初期段階からがん緩和ケアが受けられるよう、がん在宅緩和ケア支援センターにて看護師等が相談を受け、必要な支援につなぎます。また、難病で在宅療養が必要な人に対して、適切な相談につなぐために、医療費助成申請の際に難病に関する各種相談窓口を記載したチラシを配布し、周知を徹底します。

8高齢者の総合相談支援事業の実施

高齢者支援課

高齢者相談センター(区内5カ所)において、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが中心となり、高齢者や家族などからの相談に対して、在宅生活に必要な介護サービスや機関の紹介、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待をはじめとした権利擁護等の支援を行うとともに、地域の高齢者支援ネットワークの拠点として関係者の支援、連携も行います。

⑨認知症ケアの推進による相談支援の実施

高齢者支援課

みんなとオレンジカフェ(医療機関連携型認知症介護者支援事業)を区内5カ所で開催し、認知症の 人への対応や予防についての相談を行うとともに、認知症サポーター養成、講演会、認知症予防事業、 自主グループ活動の支援を行い、認知症の人の地域支援体制の充実を図ります。また、認知症初期 集中支援事業により、専門家チームの派遣を行い適切な医療や支援につなぎます。

⑩教育相談の実施

教育指導課

各学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校4、5年生、中学校1、2年生の全員面接を行うなど、 教育相談活動を充実させ、子どもたちの心のサポートを行います。

⑪ひきこもり青少年に対する相談・支援事業の確立・推進

子ども家庭課

ひきこもりの実態や原因をより正確に把握し、様々な社会資源を活用しながら対応できるよう、港区子ども・若者支援地域協議会を中心に、関係機関と連携し、子ども・若者への適切な支援施策を推進します。また、東京都とも連携しながら、ひきこもりの当事者やその家族が気軽に相談できる組織や体制を確立・強化します。

① 更生保護青少年相談の実施

保健福祉課

港区更生保護青少年サポートルームにおいて、保護司による更生保護及び青少年の健全育成・非 行防止に関する相談を行います。

③子ども家庭支援センターにおける相談・支援

子ども家庭支援センター

子どもや子育てについての相談を、相談員や保健師、臨床心理士、子育てコーディネーター等が応じ、サービスの紹介や継続相談を行います。また、妊婦と3歳未満の乳幼児の保護者と家族を対象に、

確かな知識と情報を区からの「出産・子育て応援メール」として発信し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、 安心して子育てできるように支援します。

さらに、虐待に関する相談に対しての対応も行います。

(4) 母子福祉相談の実施(母子家庭の経済上の問題、児童の就学・就職の問題など 自立に必要な助言や援助等に関する相談) 子ども家庭課

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、自立に努める母子父子家庭の母及び父並びに寡婦を援助し、あわせて母子父子家庭における児童の健やかな育成を支援します。

⑤家庭相談の実施(夫婦・親子・嫁姑関係や結婚・離婚、相続・扶養・認知など 身分関係、職場・職業の問題) 子ども家庭課

家庭内で発生する法的なトラブルに対し、専門知識を有する家庭相談員が相談に対応します。

16ひとり親家庭就労支援事業の実施

子ども家庭課

ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けている人、又は同水準にある人を対象に、就労支援員による支援を行い、経済的自立を支援します。

⑪女性相談の実施(女性の生活・職業・配偶者暴力)

子ども家庭課

社会生活を営む上で、困難な問題を抱えている女性を対象に必要な保護、援助を行います。また、 配偶者等から暴力を受けた被害者が、保護の状態から生活再建のための行動をする際に専門知識を 持つ相談員が同行し、支援します。

18人権侵害や男女平等に関する相談の実施

人権•男女平等参画担当

- 人権身の上相談:月に2回、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が、人権に関する相談に応じ、支援します。
- 心のサポートルーム(一般相談・法律相談): 男女平等参画センター(リーブラ)において、カウンセラーや弁護士が、家族、親子、夫婦、職場の人間関係、DV、ハラスメント、LGBT、犯罪被害者支援等の相談に応じ、支援します。

19生活困窮者自立支援事業の実施

生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターにおいて、経済的な問題を抱えている人に対して、自立相談支援、就 労支援、就労準備支援、家計相談支援及び学習相談支援を、電話、面接、訪問などの寄り添い型の 相談により行います。

②消費生活相談(多重債務等)の実施

産業振興課

消費者センターにおいて、商品やサービスについての契約トラブルなど、消費生活に関する様々な相談(多重債務等)を受け付け、専門の消費生活相談員が問題解決に向けた助言やあっせんを行います。また、必要により専門機関への紹介を行います。

②法律相談の実施区長室

区民が、日常生活で直面する法律的諸問題(金銭貸借、相続・遺言、離婚、交通事故等)の相談 に対して、弁護士が専門的な立場から必要な指導助言を行います。

②精神障害者地域活動支援センターの拡充

障害者福祉課

精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」の改築を行い、これまでの機能(日中の活動場所や相談支援事業、等)に加え、就労機会の提供や地域住民との交流の場となる喫茶コーナーを整備します。また、生活訓練や短期入所についても合わせて整備します。さらに、地域移行・地域定着を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

②児童発達支援センターの整備

障害者福祉課

発達に支援が必要な子どもを対象とする療育の総合相談窓口として、支援内容を検討し、適切な療育機関につなぐ役割を担うとともに、子どもが地域の中で安心して過ごせるように、障害保健福祉センター「こども療育パオ」及び「発達支援センター相談室」を移転し、関係機関との連携の中核となる、児童発達支援センターを設置し、相談及び支援体制の充実を図ります。

②4 (仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備

児童相談所設置準備担当

平成 28(2016)年5月の「児童福祉法」の改正により、特別区が児童相談所を設置できることになりました。区は児童相談所を設置し、増加する児童虐待や、非行などの問題に対し、未然防止から調査、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、迅速に切れ目なく対応するとともに、障害などの専門性の高い相談に身近な場所で丁寧に対応していきます。

施設の設置に当たっては、港区の家庭が楽しくいきいきと子育てを楽しむことができるよう、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能とを一体化させ、総合的に支援していくための拠点施設として、平成33(2021)年に子ども家庭支援センター、児童相談所(一時保護所を含む)、母子生活支援施設の複合施設(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを南青山五丁目に整備します。

(8)相談機関の連携、協力

各相談窓口を所管するする関係機関が連携、協力し、相談支援体制の構築を図ります。

①港区自殺対策推進検討委員会の設置

健康推進課

主に、自殺対策についての庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するために港区自殺対策推進検討委員会を設置します。毎年、計画の進捗確認を行います。

②港区自殺対策関係機関協議会の設置

健康推進課

主に、専門家や区民の立場から区の自殺対策推進事業や計画に関することについて協議することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために港区自殺対策関係機関協議会を設置します。 毎年、計画の進捗確認を行います。

③港区地域包括ケアシステムの推進

保健福祉課

総合的に地域包括ケアシステムを推進するため、「港区地域包括ケアシステム推進会議」等を開催し、多機関・多職種の連携を図り、地域の課題や新たな多職種連携ネットワークに関する課題等への対応に向け、推進体制を強化します。

4 児童虐待対策等の推進

子ども家庭支援センター

要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見や対応力を 高めるため、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施など、児童虐待施策を推進します。ま た、要支援家庭等への支援を充実させることで児童虐待の未然防止を図ります。

5子育てに関するネットワークづくりの推進

子ども家庭支援センター

港区地域こぞって子育て懇談会や地域こぞってネットワーク会議などを開催し、行政と子育て家庭、 地域で子育て支援に取り組む人、NPO、大学、企業等のネットワークづくりを支援します。

⑥障害者の総合的なサービス提供体制の整備

障害者福祉課

障害者の個々の状況に応じた障害福祉サービスを効果的に提供するため、個別の支援会議において具体的な支援を決定します。また、港区障害者地域自立支援協議会において、相談支援等により、具体化した地域の実態や課題等の情報を集約し、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、総合的なサービス提供体制を整備します。障害者の健康保持・推進のため、地域における医療機関との連携を強化し、保健・医療サービスの提供の充実を図ります。

(7)いじめ防止に関する取組の推進

教育指導課

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、港区いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制の基、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。具体的には、毎月の学校生活アンケートの実施をとおし、いじめの早期発見などに結び付ける他、いじめ防止ふれあい月間中のいじめ防止推進をアピールするための横断幕の掲示、教員・保護者・地域向けの講演会・研修会の開催、子ども・保護者・地域向けの啓発リーフレットや啓発品の配布等を行います。

8高齢者セーフティネットワークの構築の推進

高齢者支援課

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者地域支援連絡協議会や各地区の地区高齢者支援連絡会での情報交換や協議を踏まえ、地域の様々な関係活動機関と区との連携を図り、日々の見守りや災害時の安全確保、虐待防止、消費生活被害の防止などの地域のセーフティネットワークを構築します。

9 思春期問題に対応した連携体制構築

健康推進課

保健所や教育指導課、学校養護教諭、教育センター、適応教室つばさ、子ども家庭課、子ども家庭 支援センター、障害者支援センター、警視庁少年センター、東京都立中部総合精神保健福祉センターなど、思春期に関連する機関のネットワーク強化と情報共有を目的に思春期こころのケアネットワーク会議を開催するとともに、思春期問題についての職員研修を行います。

⑩精神保健福祉センターとの連携の推進

健康推進課

東京都立中部総合精神保健福祉センターと連携し、アルコールや薬物関係、うつ休職者の職場復 帰など、より専門的な相談が必要なケースに対して事業を紹介し、適切な支援につなげます。

⑪東京都や民間団体の相談機関との連携の推進

健康推進課

「生きるための相談支援」を行っている東京都や NPO 法人等の民間団体との会議に積極的に参加 することで連携を強化し、各相談機関の特徴を踏まえ、必要な人にあった相談先につなげることができ るようにする。

①「港区精神科・精神神経科・心療内科医療機関名簿」の作成

健康推進課

精神科等の科以外で、うつ病を疑う患者を診察した際に、スムーズに精神科医療につなぐことができ るよう、「港区精神科・精神神経科・心療内科医療機関名簿」を3年毎に作成し、港区医師会医療機 関や精神科等協力医療機関、区内の関係機関に配布します。

(9)生きる支援のための人材育成と専門性の向上

自殺は様々な要因が複雑に関係して起こるといわれており、包括的な取組が重要です。そのため、 地域の連携を進めるコミュニティの形成や、様々な問題に関心のある区民、自らゲートキーパーとして 活動できる区民を養成するとともに、区の職員等で様々な分野での専門性の高い相談窓口職員の育 成を行うことにより「生きる支援」ができる人材育成を行います。

①ゲートキーパー・リーダー養成とリーダーによる周知の実施

健康推進課 新 重



区民で、ゲートキーパーについての理解があり、声掛けや話の聴き方のスキルの向上をめざしたい人 を対象に、区民に対してゲートキーパーの役割について積極的に周知ができるゲートキーパー・リーダ 一を養成します。将来的にはゲートキーパー・リーダー自らが、区民に対してその役割を周知することが できるように支援します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組	ゲートキーパー に理解のある 区民による、ゲ	リーダー養成1回実施	リーダー養成1回実施	リーダー養成の評価	評価による 見直し実施	評価による 見直し実施
内容	ートキーパーに ついての周知 ができている。		リーダーによ る周知の実 施	リーダーによ る周知の実 施	リーダーによ る周知の実 施	リーダーによ る周知の実 施

②区民に対するゲートキーパーの役割の周知

健康推進課

区民が、ゲートキーパーの役割についての理解を深められるよう、役割の周知を進めます。

● 講演会等におけるゲートキーパーの周知

健康推進課

保健所主催の精神保健講演会等でゲートキーパーについての周知を行います。

● ゲートキーパー出前講座の開催

健康推進課・生涯学習スポーツ振興課

自治会町会、青少年委員、民生委員・児童委員その他、各分野でコニュニティー・リーダーとして活動している区民に対して、ゲートキーパーの役割についての出前講座を開催することにより、相談機関の周知と連携強化を図ります。

③新任職員等に対するゲートキーパー研修

健康推進課・人材育成推進担当

新任職員や主任を対象とした職層研修にゲートキーパー研修を取り入れ、港区の自殺の状況やゲートキーパーの役割を周知します。

4職員向けゲートキーパーマニュアルの作成と活用

健康推進課

「港区職員のためのゲートキーパーマニュアル『命の門番になるために』」の内容を3年毎に見直すことで、職員がゲートキーパーの役割を理解し対応できるようにします。また、区民に直接対応する職員を中心に配布し、活用ができるように整備します。

⑤区民対応職員に対するゲートキーパー研修

健康推進課

区民に直接対応する職員を中心に、声かけ、話の聴き方、つなぎ方についての具体的な対応を中心とした研修を行います。

6保健師、福祉職員に対する事例検討会

健康推進課

自殺未遂者対応支援事業や、日頃のケース対応において、対応が難しい事例について事例検討会を行い、職員のアセスメント力や対応力の向上を支援します。

⑦人権尊重意識の啓発・向上

人権•男女平等参画担当

年齢、性別(性的指向・性自認を含む)、出身地、職業、国籍、障害の有無等による差別問題について、区民向けの講演会や職員研修を開催し、人権尊重意識の啓発・向上を図ります。

8 障害者福祉に関心のある区民や事業者への支援

障害者福祉課

障害者福祉に関心のある区民等に対する研修会・講演会を開催し、専門的知識を有するボランティア等の要請を行うとともに、障害者福祉サービス提供事業者への研修を行い、サービスに係る人材の確保や専門性の向上を図ります。

9精神保健分野に係る職員への研修

健康推進課

精神保健福祉センターが主催する研修など、専門性が高い研修について、保健師や、高齢、障害、 生活福祉、子ども等に関連する職員に対して周知し、必要な研修の受講を支援することで、専門性の 確保と向上を図ります。

(10)アウトリーチ事業の推進

自殺につながる様々な要因への対応や自殺予防のために、本人や家族を訪問(アウトリーチ)するな ど寄り添い型の支援を行います。

①地区担当保健師による個別的継続支援

区民課

各地区総合支所区民課保健福祉係に所属する保健師が、担当地区の全世代の区民の健康問題、 在宅療養等の相談に対し、電話、面接、訪問により相談支援を行います。

②ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の支援

高齢者支援課

福祉の専門職であるふれあい相談員を区内5地区に配置し、地域に出向き、ひとり暮らし高齢者や 高齢者のみの世帯で介護保険や区の高齢者サービス等を利用していない人に対して訪問を行い、困 りごとなどの相談を受けるとともに、民生委員・児童委員、町会・自治会、各地区総合支所や高齢者相 談センター、区内事業者等と連携して、生活実態に即した支援につなげます。

③自殺未遂者対応支援事業の実施(再掲)

健康推進課重

自殺未遂や自殺企図を繰り返す人とその家族に対して、関係者からの連絡を基に専門の相談員に よる相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活ができるための支援を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	定期的な事業 の評価により、 必要な人への 支援ができて いる。	実施	事業評価の 実施	見直し実施	実施	事業評価の実施

Ⅳ 心と体の健康づくり

(11)地域における心の健康づくりやうつ病等精神疾患の早期発見の取組の推進

自殺の原因で最も多い健康問題(精神的な病気)に対する相談や支援、知識の普及・啓発についての取組を推進します。

①精神保健福祉講演会の開催

健康推進課

統合失調症やうつ病の他、トピックスとなる様々な精神疾患に関する知識の普及・啓発や治療のタイミング、家族や関係者としての支援についての理解促進のため、年2回開催します。

②思春期講演会の開催

健康推進課

思春期に発症する精神疾患や障害についての知識の普及と理解促進を目的に、年1回8月に開催します。公立の小学5年・6年生と中学生全学年には、講演会のチラシを夏休み前に全員配布します。

③精神保健福祉講座の開催

障害者福祉課

精神障害者地域活動支援センターにおいて、精神障害者の生活支援についての知識の普及・啓発を目的とした講座を開催します。

4)精神家族会による家族支援

健康推進課

こころの病気がある人の家族の集まりで、交流・相談・勉強会などを通じて家族同士で支え合い、学びあう場として毎月1回(8月を除く)開催します。

⑤うつ病家族講座による家族支援

健康推進課

うつ病や躁うつ病などの気分障害の人の家族に対して、病気の理解と治療、薬について、家族の支援、社会復帰についての講義やグループワークで学ぶ講座を1コース4回制で開催します。

⑥アルコール依存症家族講座による家族支援

健康推進課新



アルコール依存症は、本人の社会生活に対する信頼を失墜させ、離職や家庭不和等の問題に発展しやすく自殺のリスクを高めます。そのため、家族に対して病気の理解と治療、家族の支援について学ぶ講座を開催し、自助グループや適切な治療につなげる支援を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組	家族がアルコ ール依存や社 会資源につい	1講座 開催	1講座 開催	1講座 開催	1講座 開催	1講座 開催
内容	て理解できている。	理解できた 家族 90% 以上				

⑦精神保健福祉相談と保健師による健康相談の実施(再掲)

健康推進課

こころの病気(思春期、アルコール等含む)や認知症の早期発見・早期治療、対応の仕方などについて、月4回精神科医による相談を行い、必要な専門機関につなげます。また、随時保健師による電話や面接相談を行い、継続相談が必要な場合は、各地区総合支所の保健師等と連携し支援します。

⑧産後母子ケア事業の推進による産後うつ予防の取組

健康推進課

妊産婦のストレスの軽減や産後うつ予防、安心して出産育児ができること等を目的に、助産師による母子保健相談事業や産後デイケア(サロン)事業、こんにちは赤ちゃん訪問、各種相談健診事業、健康教育をとおして、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を行います。また、母子メンタルヘルス相談や育児不安やストレスについて語りあうグループお母さんの時間などにより、産後うつや精神ケアに特化した支援を行います。

(12)子どもや若者の健康づくりや自殺予防の取組の推進

子どもや若者自身が利用できる相談体制の構築や子どもや若者を支える大人の支援を行うことで、 若者の自殺予防の強化を図ります。

①みなと子ども相談ねっとによる相談支援

子ども家庭支援センター

子ども自身がスマートフォンや携帯電話、パソコンを使って寄せる、いじめや虐待、友達関係、学校等についての悩みや心配事等の相談を、専用の相談サイトにより24時間受け付けます。

②インターネット検索連動広告による相談窓口の周知(再掲)

健康推進課新



区内で、若者等が日常的に使うインターネット検索サイトにおいて、「自殺」や「死にたい」などのワード 検索をした時に、検索連動広告を利用して区ホームページに誘導し、適切な相談窓口を周知します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	アクセス数の動	実施	アクセス数	アクセス数	アクセス数	アクセス数
	向に合わせた	アクセス数	に合わせて	に合わせて	に合わせて	に合わせて
	実施	の把握	実施	実施	実施	実施

③子どもの SOS の出し方に関する教育の実施

教育指導課 新



子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと)ができるようにします。また、心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶため、区立小・中学校において、年間1単位以上の SOS の出し方に関する教育の授業を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	「悩みを相談できる人がいる」 児童・生徒の割合	「いる」児 童・生徒の 割合の調査	H31 年度の 調査結果か ら指標設定 する。	H31 年度の 調査結果から指標設定 する。	H31 年度の 調査結果から指標設定 する。	H31 年度の 調査結果から指標設定 する。

④大学や私立学校を対象とした SOS の出し方に関する講座

健康推進課 新 重





若者は悩みを抱えていても自発的に専門家に相談せず、友人や家族など身近な人に相談する傾向 が高いことから、SOS の出し方についての教育とともに、身近な同世代の若者が支え手となることで、相 互支援が可能となるゲートキーパーについて学ぶ講座を大学や私立学校と協力して開催します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	ゲートキーパー について理解し 行動できる学 生が養成でき ている。	理解できた 学生が 80%以上	理解できた 学生が 80%以上	理解できた 学生が 80%以上	理解できた 学生が 80%以上	理解できた 学生が 80%以上

⑤子どもの SOS 対応研修

健康推進課 新 重





小・中・高生に対応している施設の職員に対して研修を実施し、子どもの変化やSOSに気づき、適切 な対応ができる職員を養成します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	子どもの SOS の 出し方について の理解ができる 職員が養成で きている。	理解できた 職員が 90%以上	理解できた 職員が 90%以上	理解できた 職員が 90%以上	理解できた 職員が 90%以上	理解できた 職員が 90%以上

⑥子ども施設における職員の意識啓発

子ども家庭支援センター

保育園や子ども中高生プラザ・児童館等において、「すべての子どもが権利の主体である」ことを意 識して子どもと接するよう、業務に従事する全ての職員の意識啓発を推奨します。また、子どもの小さ な変化を見逃さず、児童虐待等の早期発見に努めます。

⑦いじめ・児童虐待防止講演会の開催

教育指導課・子ども家庭支援センター

区民を対象に児童虐待防止や育児についての講演を行い、児童の健全育成について考える機会と します。講演会は、教育委員会のいじめ対策の一環として実施します。

8「港区子どもサミット」開催

教育指導課

区内の小・中学校の代表児童生徒が集まり、いじめのない学校づくりを一層推進するため、各学校 や家庭で実践していることを報告し合い、今後、自分たちがするべきことやできること、大人に期待する こと等について話し合いを行います。

9心理テスト(hyper-QU)の活用

教育指導課

小中学生の満足度、生活意欲、社会技能を評価するための心理テストを年2回行い、結果を担任 が学級経営や生活指導に活用することで、子どもたちに対して適切な指導を行います。

⑩相談体制の整備(心のケアの充実)

教育指導課

全小中高にスクールカウンセラーを配置し、小学4・5年生、中学1・2年生に全員面接する他、学校 復帰をめざす適応指導教室に、専属のカウンセラーを配置し指導及び援助の充実を図ります。

⑪区の自殺対策について教員への周知強化

教育指導課

児童生徒の自殺を予防するために、港区の子ども・若者の自殺の状況の周知や教職員の指導資料 「自殺防止リーフレット」等を活用した研修を実施します。また、学校で命の大切さを教える際、親が自 死した子どもたちに配慮した表現に留意します。さらに遺児支援に関するリーフレットを作成し、教職員 に配布します。

(12)子どもの未来応援施策の着実な推進

生活福祉調整課

区では、「子どもの未来応援施策」として、家庭環境等において問題を抱える全ての子どもたちに対し て、経済的事由に止まることなく、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に、全 庁をあげて横断的・総合的に取り組み、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域社会 の実現をめざしています。

- 教育・学習の支援:家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着し ていない児童・生徒や学習面の課題を抱えている児童・生徒に対し、学習面での支援を行います。
- 生活環境の安定の支援:子育てにおける、社会的孤立や養育力が低い家庭に対して、親と子どもに 対する、子どもの成長段階に応じた途切れることのない継続的な支援体制を構築します。
- 経済的安定の支援:進学・就学等にかかる費用の経済的支援を行うとともに、就労の問題を抱える 保護者に対して、経済的に自立するための就労支援の強化を行います。

(13)職場のヘルスケア

港区の特徴として、30歳代から50歳代の就労人口、いわゆる「働き盛り」の世代の自殺が多いこと から、職場のヘルスケアの推進を行うことで、心身ともに健康に働くことができる支援を行います。

①職場のメンタルヘルス講演会

健康推進課・産業振興課 新





仕事をしている人に多い精神疾患や障害についての知識の普及と理解促進を目的に、区内で働く 人や会社の関係者を対象とした講演会を、医療機関や区内産業団体等と協力して開催します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
开口 公口	講演会のテー マについて理	1講座開催	1講座開催	1講座開催	1講座開催	1講座開催
取組 内容	解できている。	理解できた 受講者が 80%以上	理解できた 受講者が 80%以上	理解できた 受講者が 80%以上	理解できた 受講者が 80%以上	理解できた 受講者が 80%以上

②区内業者へのゲートキーパーの役割についての周知

健康推進課新





区内産業団体等の会合や、その他区内業者が集まる機会で、ゲートキーパーの役割についての周知や研修を行い、職域でのゲートキーパーの認知度の向上に努めます。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	ゲートキーパー の周知や研修 が年間3回以 上実施できて いる。	実施	実施	実施	実施	実施

③健康経営の推進

産業振興課

従業員の健康管理を経営的視点から考え、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上などに結びつける「健康経営」について、区内中小企業に周知します。

4)ワーク・ライフ・バランスの推進

産業振興課

港勤労福祉会館において、区内中小企業の働きやすい環境整備に関する取組を円滑に進め、多様性に富んだ活力のある企業経営の実現と優秀な人材の確保・定着化を図るため、講演会やセミナーを通じてワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進について、中小企業が抱える問題点や課題を専門家による個別・出前相談により、ワーク・ライフ・バランスの取組の支援を行います。

⑤労働基準監督署と連携した労働者向け事業の周知の強化

健康推進課

労働基準監督署との連携により、区や労働者の健康と安全を所管する団体が協力し、互いの事業 周知や相談会の参加などをとおし、働き盛り世代への支援を行います。

⑥地域産業保健センターの周知と連携の強化

健康推進課

港地域産業保健センターについて、区内の事業者に対して周知を強化するとともに、連携を強化し、 互いの事業について協力して実施します。

⑦働き盛り世代を中心とした健康づくりの支援

健康推進課

「働き盛り」の世代を中心とした生活習慣病の予防・改善の取組や、食生活の見直し、禁煙支援、口腔機能の向上、ストレスケア等により、働く人たちが健康でいきいきと仕事に取り組めるようにするとともに、健康寿命の延伸を図ります。また、女性の体は、生涯を通じて女性ホルモンバランスが大きく変動し、女性特有の疾患のリスクが高まることから、健康教育や健康相談等の機会を捉え、女性が自ら健康管理に取り組めるよう知識の普及・啓発を行います。

(14)適切な精神科医療の受診支援

ストレス等によるこころの病気を疑った時に、適切な医療機関に受診ができる体制を構築します。

(1)うつ自己診断「こころの体温計」による相談支援

健康推進課

港区公式ウェブサイト「こころの体温計」により、本人や家族、赤ちゃんのお母さん、アルコールチェック、ストレス対処タイプ等様々な視点で、自分で心の健康をチェックできる支援を行います。また、区内の相談窓口についても紹介します。

②「港区精神科・精神神経科・心療内科医療機関名簿」の作成(再掲) 健康推進課

精神科等の科以外で、うつ病を疑う患者を診察した際に、スムーズに精神科医療につなぐことができるよう、「港区精神科・精神神経科・心療内科医療機関名簿」を3年毎に作成し、港区医師会医療機関や精神科等協力医療機関、区内の関係機関に配布します。

③区民健康診査(30健診)受診者への若年認知症、 うつ病等の相談先の周知

健康推進課

区民健康診査(30)健診)受診者に対して配布するリーフレットに、若年認知症やうつ病等の相談先について掲載し、周知を図ります。

④特定健康診査受診者への相談先の周知

健康推進課

特定健康診査受診者に対して配布するリーフレットに、心の健康に関する相談先について掲載し、 周知を図ります。

⑤自立支援医療制度(精神通院医療)の周知

障害者福祉課

精神疾患の通院医療費負担軽減のための制度について、区立精神障害者地域活動支援センターや区民課、保健所などと協力し必要な人に対して周知します。

V 自殺未遂者の再企図防止と遺族等への支援

(15)自殺未遂者とその家族への精神的ケア

自殺未遂者やその家族に対して、個別のケースに合わせた寄り添い型の支援を行うことで、精神的 なケアを行い「生きるための支援」につなげます。

①自殺未遂者対応支援事業の実施(再掲)

健康推進課 重

自殺未遂や自殺企図を繰り返す人とその家族に対して、関係者からの連絡を基に専門の相談員に よる相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活ができるための支援を行います。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	定期的な事業 の評価により、 必要な人への 支援ができて いる。	実施	事業評価の 実施	見直し実施	実施	事業評価の実施

②保健師、福祉職員向け事例検討会(再掲)

健康推進課

自殺未遂者対応支援事業や、日頃のケース対応において、対応が難しい事例について事例検討会 を行い、職員のアセスメント力や対応力の向上を支援します。

(16)自殺未遂者とその家族への包括的支援

各関係機関と協力して、自殺未遂者に対する包括的な支援に取り組める、体制整備を行います。

①区内関係機関の連携強化

健康推進課

ゲートキーパーマニュアルの作成の際に、関係機関職員が編集委員となり協議する他、職員向け研 修や事例検討会をとおして、自殺未遂者への支援を検討するなど、関係機関の連携を強化します。

②区内救命救急センター等との精神科医療連携の推進

健康推進課

区内医療機関との連携を強化し、自殺未遂者に対して必要な社会資源の周知を図るとともに、協力 して支援が行える体制を整備します。

(17)遺族等への総合的支援の充実

自死やその他の死別による遺族等の悲嘆に対してのグリーフケア^{※8}を行い、残された人がその人らしく生きるための支援を行います。

①港区自死遺族の集いの開催による支援

健康推進課

港区自死遺族の集い「わかちあいの会みなと」を開催し、自死遺族等へのグリーフケアを推進します。

②死亡届提出時における遺族に対しての支援

区民課

死亡届が提出された時に配布しているパンフレット「ご遺族の方へ」に、様々な諸手続きの他、身近な人を亡くした遺族に対して、精神科医による相談やグリーフケア等の相談機関を掲載し、必要な支援につなげます。

(18)遺族等への支援をしている団体との連携

自死遺族や、様々な死別の遺族等に対する支援を行っている団体(NPO 法人等)と連携し、必要な人に情報が提供できるように整備します。

①遺族等支援団体等の情報収集と連携強化

健康推進課

自死遺族や、様々な死別の遺族等に対する支援を行っている団体の会議や研修に区の職員が積極的に参加し、情報収集と連携の強化を図ります。

②遺族等支援団体の活動の周知

健康推進課

重

自殺予防週間や月間、区ホームページ等のあらゆる機会・媒体をとおして遺族等支援団体の活動 について周知を図り、必要な人が利用できるように支援します。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組 内容	遺族等支援団体 の情報について、 周知ができてい る。	実施	実施	実施	実施	実施

(19)自死遺族等への支援に関する人材の育成

自死遺族等に対する理解促進を図り、区民の様々な立場や心情を想像して対応できる、職員の人 材の育成に努めます。

①職員研修における自死遺族等への支援についての啓発

健康推進課

職員向けゲートキーパー研修において、自死遺族等の心情や支援についての内容を含めて周知啓発を行います。

^{※8} 配偶者や子ども、親などの家族、親しい友人などと死別した人が陥る複雑な情緒的状態について、その気持ちを分かち合い、深い悲し みから精神的に立ち直り、社会に適応できるように支援すること。

(20)自死遺族等への支援に関する区民の啓発

大切な人や身近な人を自死で亡くした人は、港区でも5~6人に1人おり、大変身近な問題です。区 民に対して自死遺族等への支援に関する啓発を行い、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」 をめざします。

①区民へのゲートキーパー研修等における自死遺族等への支援についての啓発

健康推進課重



こころといのちを支えるキャンペーンの一環として開催する、こころの健康講演会や、区民向けのゲー トキーパー養成講座等において、自死遺族等の心情や支援についての内容も含めて周知啓発を行い ます。

年度	指標	H31	H32	H33	H34	H35
取組内容	ゲートキーパー研修を自死遺族等への支援の周知も含めて行っている。	実施	実施	実施	実施	実施

第6章 自殺対策の推進体制等

(1)港区自殺対策推進検討委員会

副区長を委員長とした庁内の自殺対策関係部署で組織し、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、 組織横断的に自殺対策を推進します。(委員名簿:p63参照)

(2)港区自殺対策関係機関協議会

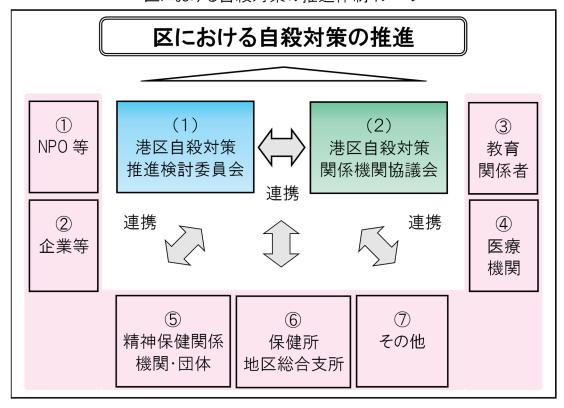
保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体、行政機関が、この会議のもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。(委員名簿:p60参照)

(3)関係機関、団体等の役割

各機関は自殺対策に関する各々の業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、地域を挙げて自 殺対策に取り組んでいきます。

- ①NPO 等の関係団体
- ②企業等の労働分野の関係者
- 3教育関係者
- 4)医療機関
- 5精神保健関係機関・団体
- 6保健所、各地区総合支所
- ⑦その他関係機関及び団体(高齢福祉サービス事業所、障害福祉サービス事業所、法律、 労働経済、生活福祉等の各種相談機関)

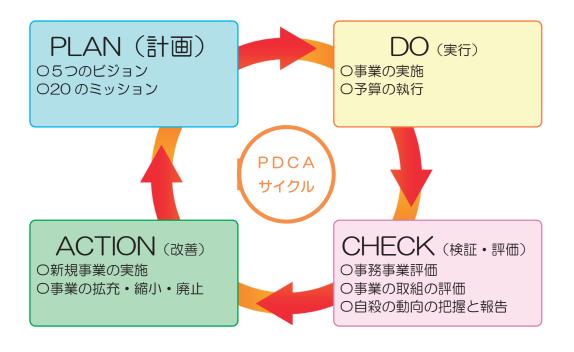
区における自殺対策の推進体制イメージ



(4)検証・評価の仕組み

本計画に掲げた施策や取組を着実かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を把握し、検証と評価を行った上で、施策や取組の改善・見直しを図ることのできる仕組みが重要です。区では、検証と評価を行うためのPDCAサイクルを確立し、効果的に自殺対策を推進していきます。

また、計画期間中、検証と評価の一環として、区の計画の進捗状況を毎年1回区民へ報告します。



資料編

(1)自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺 対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条) 第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第 二十五条)

附則

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自 殺による死亡者数が高い水準で推移してい る状況にあり、誰も自殺に追い込まれるこ とのない社会の実現を目指して、これに対 処していくことが重要な課題となっている ことに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を 定め、及び国、地方公共団体等の基本と明 らかにするとともに、自殺対策の基本と明 らかにするとともに、自殺対策の基本と 総合的に推進して、自殺の防止を図り、あ わせて自殺者の親族等の支援の充実を もって国民が健康で生きがいを持って暮ら すことのできる社会の実現に寄与すること を目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としての み捉えられるべきものではなく、その背景 に様々な社会的な要因があることを踏まえ、 社会的な取組として実施されなければなら ない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因 及び背景を有するものであることを踏まえ、 単に精神保健的観点からのみならず、自殺 の実態に即して実施されるようにしなけれ ばならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の 危機への対応及び自殺が発生した後又は自

- 殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階 に応じた効果的な施策として実施されなけ ればならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において 「基本理念」という。)にのっとり、自殺 対策を総合的に策定し、及び実施する責務 を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自 殺対策について、国と協力しつつ、当該地 域の状況に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が 十分に果たされるように必要な助言その他 の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施 する自殺対策に協力するとともに、その雇 用する労働者の心の健康の保持を図るため 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に 関する理解と関心を深めるとともに、自殺 対策の総合的な推進に資するため、自殺予 防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日 までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、 それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二 十六号)第一条に規定する学校をいい、幼 稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第 十七条第一項及び第三項において同じ。)、 自殺対策に係る活動を行う民間の団体そ の他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効 果的な推進のため、相互に連携を図りなが ら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者 及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等 の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いや しくもこれらを不当に侵害することのない ようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対 策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策 の指針として、基本的かつ総合的な自殺対 策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一 号において「自殺総合対策大綱」という。) を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び 地域の実情を勘案して、当該都道府県の区 域内における自殺対策についての計画(次 項及び次条において「都道府県自殺対策計 画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県 自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し て、当該市町村の区域内における自殺対策 についての計画(次条において「市町村自

殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付) 第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の 状況に応じた自殺対策のために必要な事業、 その総合的かつ効果的な取組等を実施する 都道府県又は市町村に対し、当該事業等の 実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、 厚生労働省令で定めるところにより、予算 の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率 的かつ円滑な実施に資するための体制の整 備を行うものとする。

(人材の確保等)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修 学校、関係団体等との連携協力を図りなが ら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び 資質の向上に必要な施策を講ずるものとす る。
 - (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進 等)
- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、 地域等における国民の心の健康の保持に係 る教育及び啓発の推進並びに相談体制の 整備、事業主、学校の教職員等に対する国 民の心の健康の保持に関する研修の機会の 確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学 及び高等専門学校に係るものを講ずるに当 たっては、大学及び高等専門学校における 教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の 保持に支障を生じていることにより自殺の おそれがある者に対し必要な医療が早期か つ適切に提供されるよう、精神疾患を有す る者が精神保健に関して学識経験を有する 医師(以下この条において「精神科医」と いう。) の診療を受けやすい環境の整備、 良質かつ適切な精神医療が提供される体制 の整備、身体の傷害又は疾病についての診 療の初期の段階における当該診療を行う医 師と精神科医との適切な連携の確保、救急 医療を行う医師と精神科医との適切な連 携の確保、精神科医とその地域において自 殺対策に係る活動を行うその他の心理、保 健福祉等に関する専門家、民間の団体等の 関係者との円滑な連携の確保等必要な施 策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする 危険性が高い者を早期に発見し、相談その 他の自殺の発生を回避するための適切な対 処を行う体制の整備及び充実に必要な施 策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

- 第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者 が再び自殺を図ることのないよう、自殺未 遂者等への適切な支援を行うために必要な 施策を講ずるものとする。(自殺者の親族 等の支援)
- 第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は 自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族 等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和される よう、当該親族等への適切な支援を行うた めに必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、 自殺総合対策会議(以下「会議」という。) を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二自殺対策について必要な関係行政機関相互 の調整をすること。
- 三前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関す る重要事項について審議し、及び自殺対策 の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のう ちから、厚生労働大臣の申出により、内閣 総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、 厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及 び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及 び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府 は、自殺対策を推進するにつき、必要な組 織の整備を図るものとする。

(2)港区自殺対策関係機関協議会設置要綱

平成 30 年3月 27 日 29 港み健第 4034 号

(設置)

第1条 港区における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、港区自殺対策関係機関協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)港区の総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2)港区自殺対策推進計画の改定等に関すること。
- (3)自殺対策に係る民間団体を含む関係機関の役割分担や連携に関すること。
- (4)自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。
- (5)港区の自殺対策に関連する組織及び協力団体の育成に関すること。
- (6)その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に定める基準により区長が委嘱し、又は任命する委員 20 人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、港区自殺対策推進計画の改定年度にあっては必要に応じて開催し、当該改定年度以外の年度にあっては原則として1年度に1回開催する。
- 3 協議会は、非公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、臨時委員として協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(港区精神保健福祉連絡協議会との連携)

第7条 協議会は、港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱(平成 11 年4月1日 11 港み保第 105 号) に基づき設置する港区精神保健福祉連絡協議会と連携し、精神保健分野で必要な支援については 総合的に取り組む。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

協議会委員選任基準

関係機関·団体区分	人数	
保健医療関係機関	医療機関(病院・診療所)	2
福祉関係団体	民生委員	1
区民委員		2
	警察署	1
関係行政機関	労働基準監督署	1
	都立中部総合精神保健福祉センター	1
学識経験者等	医療福祉	1
自殺対策関係団体	民間団体等	4
区委員	みなと保健所長	1
合計		14
事務局	みなと保健所健康推進課	

(3)港区自殺対策関係機関協議会委員名簿

平成 30 年度港区自殺対策関係機関協議会

区分	氏 名	所属 化役職等	備考
学識経験者等 繁田 雅弘		東京慈恵会医科大学 精神医学講座 教授	委員長
保健医療機関	仁王 進太郎	東京都済生会中央病院精神科医長	
保健医療機関	中村 正彦	港区医師会常務理事	
福祉関係団体	林明美	港区民生委員·児童委員協議会 芝地区副会長	
区民委員	齋籐 里絵		
区民委員	中桐 有道		
	清水 康之	NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表	
早間	西村 由紀	NPO法人メンタルケア協議会 理事	
民間団体	杉本 脩子	NPO法人 グリーフサポートリンク 代表(全国自死遺族総合支援センター)	
	石井 綾華	NPO法人Light Ring. 代表理事	
	橋本 満裕	三田警察署生活安全課長	
関係行政機関	田村 滋康	三田労働基準監督署副署長	
	菅原 誠	東京都立中部総合精神保健福祉センター副所長	
区委員 阿部 敦子		みなと保健所所長	副委員長

参考資料

(4)港区自殺対策推進検討委員会設置要綱

平成25年10月7日 25港み健第1827号

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、 港区自殺対策推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
 - (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
 - (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
 - (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、みなと保健所を担任する副区長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、みなと保健所長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、みなと保健所長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、みなと保健所健康推進課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

(部会)

- 第6条 幹事長は、幹事会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、幹事長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表1(第3条関係)	別表2(第5条関係)
総合支所長代表	芝地区総合支所管理課長
産業·地域振興支援部長	芝浦港南地区総合支所区民課長
保健福祉支援部長	産業·地域振興支援部産業振興課長
子ども家庭支援部長	保健福祉支援部保健福祉課長
街づくり支援部長	保健福祉支援部高齢者支援課長
企画経営部長	保健福祉支援部障害者福祉課長
防災危機管理室長	保健福祉支援部生活福祉調整課長
総務部長	みなと保健所生活衛生課長
教育委員会事務局教育推進部長	子ども家庭支援部子ども家庭課長
教育委員会事務局学校教育部長	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長
	街づくり支援部建築課長
	企画経営部区長室長
	危機管理·生活安全担当課長
	総務部人材育成推進担当課長
	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長
	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課長
	教育委員会事務局学校教育部教育指導課長

(5)港区自殺対策推進検討委員会委員名簿及び幹事会名簿

平成 30 年度自殺対策推進検討委員会

役職	職 名	氏 名
委員長	副区長	田中 秀司
副委員長	みなと保健所長	阿部 敦子
委員	芝地区総合支所長	新井 樹夫
委員	産業·地域振興支援部長	星川 邦昭
委員	保健福祉支援部長	森 信二
委員	子ども家庭支援部長	有賀 謙二
委員	街づくり支援部長	野澤 靖弘
委員	企画経営部長	浦田 幹男
委員	防災危機管理室長	長谷川 浩義
委員	総務部長	北本 治
委員	教育委員会事務局教育推進部長	新宮 弘章
委員	教育委員会事務局学校教育部長	堀 二三雄

自殺対策推進検討委員会幹事会

役職	職 名	氏 名
幹事長	みなと保健所長	阿部 敦子
副幹事長	みなと保健所健康推進課長	近藤 裕子
幹事	芝地区総合支所管理課長	高嶋 慶一
幹事	芝浦港南地区総合支所区民課長	伊藤 忠彦
幹事	産業·地域振興支援部産業振興課長	西川 克介
幹事	保健福祉支援部保健福祉課長	西田 京子
幹事	保健福祉支援部高齢者支援課長	山本 睦美
幹事	保健福祉支援部障害者福祉課長	横尾 恵理子
幹事	保健福祉支援部生活福祉調整課長	土井 重典
幹事	みなと保健所生活衛生課長	村山 正一
幹事	子ども家庭支援部子ども家庭課長	佐藤 博史
幹事	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長	中島 由美子
幹事	街づくり支援部建築課長	瀧澤 真一
幹事	企画経営部区長室長	大澤 鉄也
幹事	防災危機管理室危機管理·生活安全担当課長	滑川 寛之
幹事	総務部人材育成推進担当課長	八木 弘樹
幹事	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長	木下 典子
幹事	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課長	佐々木 貴浩
幹事	教育委員会事務局学校教育部教育指導課長	松田 芳明

(6)港区自殺対策推進計画の見直しの検討経過

会議	□	開催日	主な議題
港区自殺対策関			〇平成 30 年度からの自殺対策推進計画の検討
係機関協議会			体制について
	第1回	平成 30 年	〇平成 29 年の港区の自殺の現状について
		7月 31 日	○港区の自殺対策関連事業に関する実施状況調
			査について
			〇港区自殺対策推進計画の見直しについて
	第2回	9月4日	〇港区自殺対策推進計画素案(案)について
	71211	07,11	〇今後のスケジュールについて
	第3回	平成 31 年	〇港区自殺対策推進計画(案)について
	жо <u>ы</u>	2月5日	〇今後のスケジュールについて
港区自殺対策推			〇平成 30 年度からの自殺対策推進計画の検討
進検討委員会			体制について
	第1回	平成 30 年	〇平成 29 年の港区の自殺の現状について
	л. П	7月3日	○港区の自殺対策関連事業に関する実施状況調
			査について
			○港区自殺対策推進計画の見直しについて
	第2回	10月11日	〇港区自殺対策推進計画素案(案)について
	75-11	,]	〇今後のスケジュールについて
	第3回	平成 31 年	〇港区自殺対策推進計画(案)について
		2月5日	〇今後のスケジュールについて
港区自殺対策推			○平成 30 年度からの自殺対策推進計画の検討
進検討幹事会			体制について
	第1回	平成 30 年	〇平成 29 年の港区の自殺の現状について
	213 - 1	6月 26 日	○港区の自殺対策関連事業に関する実施状況調
			査について
			○港区自殺対策推進計画の見直しについて
	第2回	9月7日	〇港区自殺対策推進計画素案(案)について
	-,		〇今後のスケジュールについて
	第3回	平成 31 年	〇港区自殺対策推進計画(案)について
		1月17日	〇今後のスケジュールについて

区の木 区の花



ハナミズキ

■ミズキ科 北米原産 外来種



アジサイ

■ユキノシタ科

日本(関東南部)原産 落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ

日本、中国、欧州原産 常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。

旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、 図案化したものです。



区は、平成28(2016)年5月に策定した「港区シティプロモーション戦略」に基づき、区の シティプロモーションを全庁一丸となって推進し、区民を含めた多様な主体との一体感の醸成、 更なる協働を進めるためのシンボルとなる「シティプロモーションシンボルマーク」を作成し ました。



支える

いのち支えるロゴマークは、全国の自治体や民間団体、マスコミや企業 いのち 等にも参画を呼びかけて、社会全体で「いのちへの支援(自殺対策)」展 開しようと、平成22年度の自殺対策強化月間に合わせて立ち上げた「い のち支える(自殺対策)プロジェクト」により企画・作成したものです。

刊行物発行番号 30169-4241

港区自殺対策推進計画(改定版)

~みんなで支え合って、生きる道を選べる港区へ~ 平成 31 (2019) 年 3 月

編集・発行:港区 みなと保健所 健康推進課

港区三田一丁目4番10号 電話 03-6400-0084



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。 この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。



港区自殺対策推進計画(改定版)

